



第4次 秋田市教育ビジョン

あきたの未来を ともにつくり ともに生きる
「自立と共生」の人づくり

令和4年3月
秋田市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行や気候変動による自然災害の増加、社会のあり方を劇的に変えるデジタル社会の到来のほか、人口減少や社会的な格差の拡大などにより、世の中の不透明さが加速度的に深まっています。そして、このような困難な時代にあって、私たち一人ひとりが「どう生きるか」という、人としてのあり方が問われています。

人が目の前の困難にうつむくことなく、絶えず前へ進もうとするためには、「学ぶこと」と「希望をもつこと」が必要です。学校教育においても、社会教育においても、「学ぶこと」を抜きにして自らを成長させることはできません。また、大人や教育者があきたの未来を目指し希望を語ることが、子どもを含めた市民一人ひとりの「希望」につながるものと考えます。

これまで、本市では「自立と共生」の力をはぐくむ教育に取り組んできました。このことは、時代が移り変わっても、教育の根本において重要かつ普遍的な理念であり、我が国の教育が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に加えて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に通じるものです。

新しい時代に対応したGIGAスクール構想による教育のデジタル化は、「個の学び」と「集団の学び」をより一層深化させるものと考えます。そして、デジタル化が急激に進展する時代にあってこそ、人と人との関わり合いや、家庭・学校・地域社会における体験活動など、さまざまな場面での実体験を大切にし、ICTと実体験を通じた学びを有機的に連動させることによって、実りある教育を追究していきたいと考えております。

第4次秋田市教育ビジョンにおいては、本市教育の目指す姿として、【あきたの未来をともにつくりともに生きる「自立と共生」の人づくり】を掲げました。

今後、本ビジョンを本市教育の指針として、すべての市民が、互いの多様な個性や価値観を尊重しつつ、学ぶことの楽しさや喜び、そして生きがいを感じながら、あきたの未来をともに語り合い、創造していくことができる社会の実現を目指して、学校教育・社会教育の充実に全力で取り組んでまいります。

【目 次】

第Ⅰ章 「計画の策定にあたって」	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の進行管理	3
第Ⅱ章 「本市教育の目指す姿」	5
1 計画期間（5年間）を通じて目指す教育の姿	7
2 計画の目標	8
第Ⅲ章 「本市教育の現状と課題」	9
1 人口および児童生徒数、学級数（学校数）の状況	10
2 学校適正配置の取組の状況	12
3 生活習慣の状況	13
4 家庭、地域との連携の状況	15
5 豊かな心をはぐくむ教育の状況	17
6 学力の状況	19
7 I C T環境の状況	22
8 健康・体力の状況	25
9 幼保小連携や小中一貫した教育の取組の状況	28
10 不登校・いじめ・ネットトラブル等の状況	29
11 特別な支援を必要とする児童生徒の状況	33
12 教職員研修の実施の状況	35
13 教職員の多忙化解消に係る取組の状況	36
14 高等学校等の状況	37
15 社会教育の状況	40
16 読書活動の推進のための取組の状況	45
17 学校安全の状況	47
第Ⅳ章 「施策の方向性と今後の展開」	51
秋田市教育ビジョン体系図	52

【目標 1】志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ 教育の充実	54
施策の方向性 1：豊かな人間性の育成	54
1 道徳教育の充実	54
2 人間関係を築く力の育成	55
3 郷土に根ざしたキャリア教育の充実	55
4 読書活動の充実	56
施策の方向性 2：確かな学力の育成	57
1 学習指導の充実	57
2 I C Tを活用した教育の推進	58
3 グローバル化に対応した教育の推進	59
施策の方向性 3：健やかな心と体の育成	60
1 保健教育の充実	60
2 体力の向上	61
3 食育の推進	61
施策の方向性 4：今日的な課題に対応した教育の充実	62
1 いじめ問題への対応	63
2 不登校児童生徒への支援の充実	63
3 特別支援教育の充実	64
4 情報モラル教育の充実	65
5 防災教育の充実	66
施策の方向性 5：教育の質を高める体制の充実	67
1 教職員研修の充実	68
2 系統性・連続性を踏まえた教育の充実	68
3 家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実	69
4 教員の働き方改革の推進	69
施策の方向性 6：高等学校教育の充実	70
1 秋田商業高等学校の教育の充実	70
2 御所野学院高等学校の教育の充実	71
3 秋田公立美術大学附属学院の教育の充実	71

【目標 2】生涯を通じて学び、個性と能力を高める教育の充実 72

施策の方向性 1：学習支援体制の充実 72

- 1 多様な団体等との連携・協働の推進 72
- 2 各種学習情報の発信の充実 72

施策の方向性 2：学習機会の充実 73

- 1 ライフステージに応じた学習機会の充実 73
- 2 新しい学習環境の充実 74

施策の方向性 3：学習成果の活用支援 75

- 1 学習成果の適切な評価と活用の推進 75
- 2 地域への学習成果の還元の推進 75

施策の方向性 4：地域コミュニティづくりの推進 76

- 1 学びを通じたネットワークづくりの推進 76

施策の方向性 5：読書活動の推進 77

- 1 図書館サービスの向上 77

【目標 3】将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備 78

施策の方向性 1：良好な教育環境の整備 78

- 1 学校の適正配置 78
- 2 I C T 環境の充実 79
- 3 児童生徒の実情に応じた学びの支援 79

施策の方向性 2：安全安心な教育環境の整備 80

- 1 校内や通学路等の安全確保 80
- 2 安全安心で安定的な学校給食の提供 81
- 3 教育施設の整備 81

第V章「参考資料」 83

- 1 第 4 次秋田市教育ビジョン検討委員会設置要綱 84
- 2 第 4 次秋田市教育ビジョン検討委員会委員名簿 85
- 3 策定経過 86

第Ⅰ章 「計画の策定にあたって」

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、第11次秋田市総合計画（平成19年3月）の策定を一つの契機として、教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、本市教育の目指すべき方向を明確にするため、平成20年3月に第1次秋田市教育ビジョンを策定しました。

その後、本市教育を取り巻く状況に対応しながら、第2次秋田市教育ビジョン（平成25年3月）、第3次秋田市教育ビジョン（平成29年3月）を策定し、学校教育や社会教育において、教育ビジョンに掲げた重点施策に取り組むとともに、毎年の点検・評価を通して、教育施策の着実な推進に努めてきました。

こうした中で、現行の第3次秋田市教育ビジョンの計画期間が終了することに伴い、人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などの社会の変容を踏まえて令和3年3月に策定した第14次秋田市総合計画との整合を図りつつ、本市教育を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、次期計画として第4次秋田市教育ビジョンを策定します。

【秋田市教育ビジョン】

第1次（平成20年3月策定） 平成20年度～平成24年度（5年間）

第2次（平成25年3月策定） 平成25年度～平成29年度（5年間）

第3次（平成29年3月策定） 平成29年度～令和3年度（5年間）

2 計画の位置付け

本計画は、教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、将来展望を踏まえた本市教育の方向性を明らかにし、今後取り組むべき施策の展望を示すものであり、その位置付けは次のとおりです。

- (1) 教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する秋田市の教育振興基本計画
- (2) 本市学校教育における目標の具現化を図る「秋田市学校教育の重点^{*1}」の上位計画
- (3) 本市社会教育に関する施策を推進するために策定する「秋田市社会教育中期計画^{*2}」の上位計画
- (4) 市政推進の基本方針である「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」の教育部門における個別計画

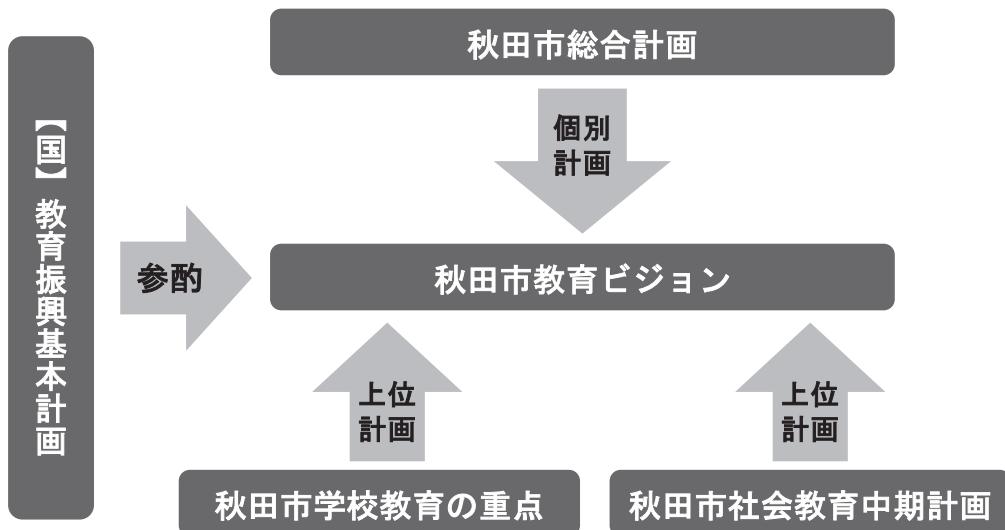
教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本計画の位置付けイメージ



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

4 計画の進行管理

本計画の進行管理は、P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Action）の考え方に基づき行います。

P D C A サイクルの「Check」は、教育委員会事務の点検・評価^{※3}により行い、その結果を、次年度以降の施策・事業の改善に生かすとともに、小・中学校においては、学校訪問や教職員研修を通じた指導・助言等により、効果的な教育行政の推進に努めてまいります。

※1 秋田市学校教育の重点

秋田市教育ビジョンの体系に基づき、毎年度、すべての小・中学校が取り組むべき「重点事項」や各教科等の指導重点事項をまとめたもの

※2 秋田市社会教育中期計画

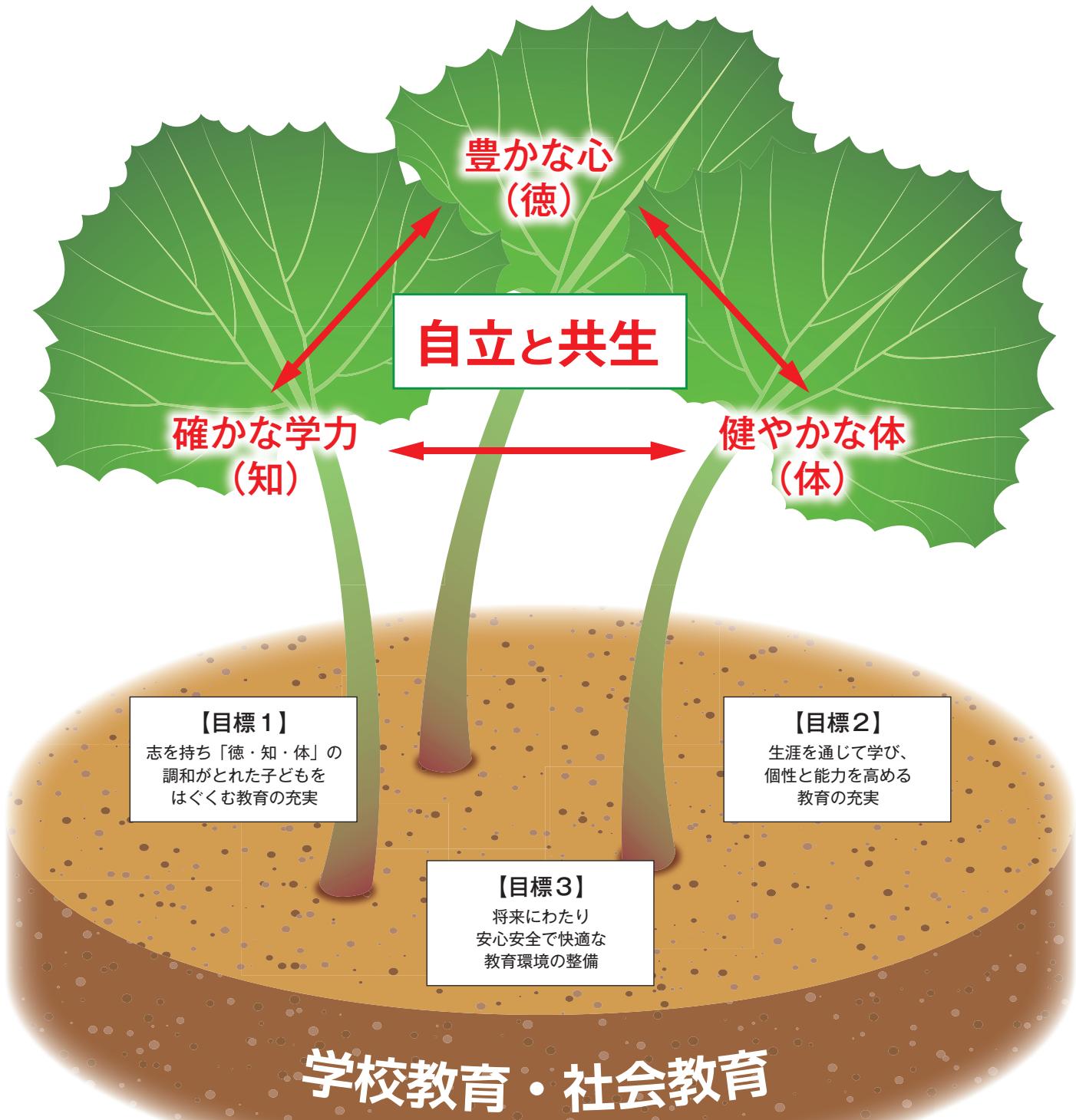
本市社会教育に関する施策を体系的かつ計画的に推進するため、その指針を定めるとともに具体的な施策の方向性を示す計画

※3 教育委員会事務の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の状況について、毎年、点検・評価を行い、施策・事業の改善を図るもの

第Ⅱ章 「本市教育の目指す姿」

あきたの未来を ともにつくり ともに生きる
「自立と共生」の人づくり



1

計画期間（5年間）を通じて目指す教育の姿

あきたの未来を ともにつくり ともに生きる 「自立と共生」の人づくり

近年、人口減少・少子高齢化が進行し、超スマート社会（Society5.0^{※4}）の実現や持続可能な開発目標（SDGs^{※5}）の達成に向けた取組が求められるなど、社会環境がめまぐるしく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の中、先を見通せない危機に対して、社会がどのように対応すべきかが問われており、教育もまた例外ではなく、その有り様が問われています。

本市では、予測できない未来を生きる市民それぞれが、困難な状況にも主体的に向き合い、よりよい社会を描きながら課題を解決していく「自立」の力と、他者の個性や価値観を尊重しつつ、協働して社会を創造する「共生」の力を身に付けることが大切であるとの考えに立ち、平成20年3月に第1次秋田市教育ビジョンを策定して以来、「自立と共生の力をはぐくむ教育」の実現を目指し、各種施策の推進に努めてきました。

本計画では、郷土への誇りと愛着を持ち、多様化・複雑化する社会を力強く歩む子どもをはぐくむための学校教育と生涯を通じて学びを続け、豊かな人生を送るための社会教育の充実に向けて、「自立と共生」を本市教育における普遍的な理念として従前の計画から継承しています。その理念の実現に向け、一人ひとりが志と意欲を持つ「自立」した人間として、主体的に新たな価値を創造し、未来を切り拓く力と、自らの個性や能力を最大限に發揮しながら、他者と「共生」し、互いに支え合い、高め合う力をはぐくみます。そして、ICT教育や多様性を尊重した教育の推進、新しい生活様式への対応など、社会の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、本市教育の更なる発展を目指します。

※4 Society5.0

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題を克服することが想定される。

※5 SDGs

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標

2 計画の目標

本市教育の目指す姿の実現に向け、次の3項目を本計画の目標として位置付け、学校教育と社会教育を相互に連携させながら、各種施策の推進と充実に努めます。

【目標1】志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実

情報化やグローバル化等により社会が急速に変化する中、子どもたちが自立した人間として、多様な人々と協働しながら、共に新たな時代を切り拓いていくためには、その原動力となる「豊かな心（徳）」「確かな学力（知）」「健やかな体（体）」をバランスよくはぐくむことが重要です。

本市では、「徳」が、他者と協働しながら、自立して生きていくための原動力であり、「知」や「体」と一体となり、子どもの生きる力を高めていくとの考え方のもと、地域の様々な人たちとの関わりの中で豊かな人間性を身に付け、よりよい社会を創造しようとする「志」を持った子どもをはぐくむとともに、地域の方々も子どもたちの成長を支える活動を通じて、豊かな人生を送ることができる教育を推進します。

【目標2】生涯を通じて学び、個性と能力を高める教育の充実

「自立と共生」の力は、生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積み重ねていく中で身に付くものです。

また、人口減少・少子高齢化が進行し、個人の自立に向けた学習ニーズが高度化・多様化している中、持続可能な社会を実現するため、学校と家庭、地域が連携し、人づくり・つながりづくり・地域づくりに取り組むことが、今後ますます重要になってきます。

本市では、市民一人ひとりが、いつでもライフステージに応じた学習の機会が得られ、学習成果を生かしながら、自らの個性と能力を高めることができる教育の充実に努めます。

【目標3】将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備

少子化や情報化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちの健やかな成長を支え、多様な子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための教育環境の整備をより一層進めていく必要があります。

そのため、将来にわたり子どもたちにとって良好な学校教育環境を提供できるよう、学校の適正配置とともに、ICT環境や学校施設の整備、安全な学校給食の提供、通学路の安全確保などといった様々な面から環境整備を推進します。

また、社会教育施設における計画的な施設設備の改修・更新を行うとともに、市民の多様なニーズに対応し、安全で快適に利用できる社会教育の環境づくりに努めます。

第Ⅲ章 「本市教育の現状と課題」

第Ⅲ章 本市教育の現状と課題

平成29年3月に策定した第3次秋田市教育ビジョンに基づき、様々な取組を進めてきましたが、本計画に掲げる本市教育の目指す姿の実現に向けた今後の施策の方向性を明らかにするため、各種調査結果等を踏まえた本市の現状と課題を整理します。

なお、本章における図表のデータについては、特に記載がない場合は、本市に関するものです。

1 人口および児童生徒数、学級数（学校数）の状況

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度成長期以降も一貫して増加を続けてきましたが、2003（平成15）年には減少に転じました。2005（平成17）年には、河辺町・雄和町と合併して、33万人になりましたが、その後も減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると、2045（令和27）年には、約22万6千人になると推計されています。

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、戦後増加を続けましたが、2005（平成17）年以降は減少に転じています。

また、年少人口（15歳未満）は、1950年代前半には「団塊の世代」、1970年代には「団塊ジュニア世代」の誕生により増加しましたが、長期的には減少傾向が続き、1990年代後半には老人人口（65歳以上）を下回りました。

老人人口は、生産年齢人口が順次老年期に入ったことや平均余命が伸びたことから、一貫して増加を続けていますが、2020年代以降は、10万人前後で推移すると推計されています。

児童生徒数・学級数・学校数の推移

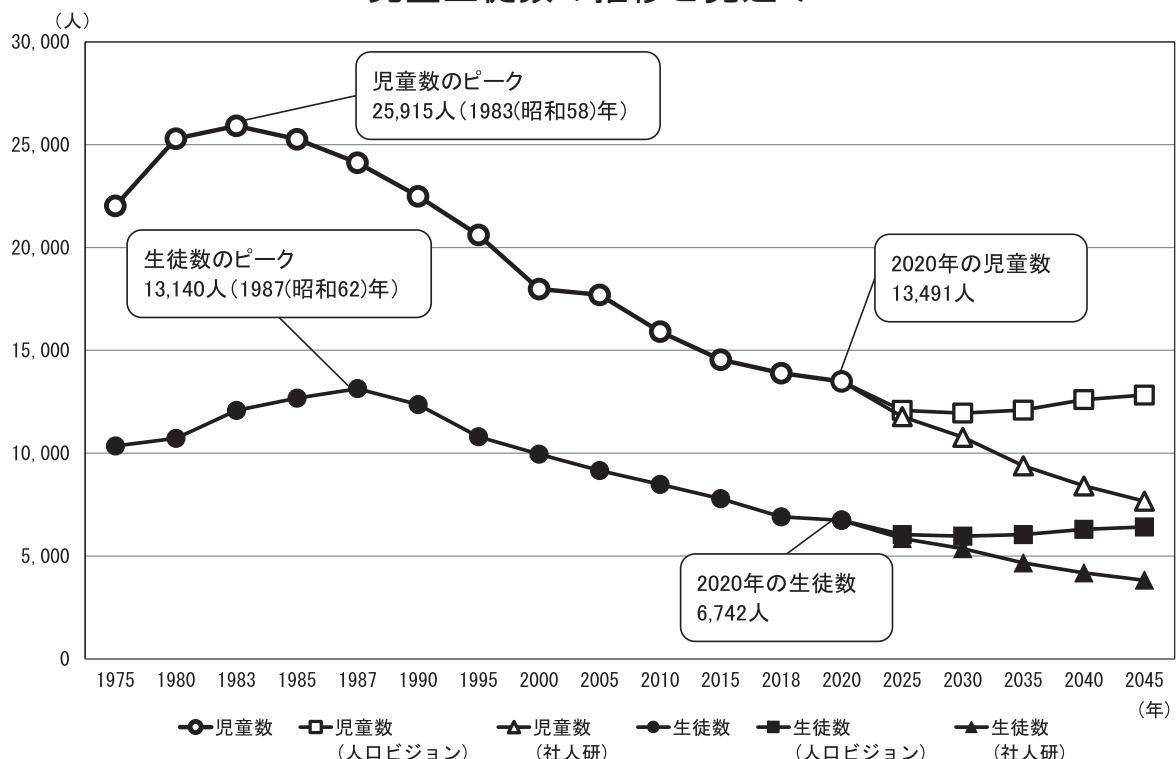
項目	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	
小学校	児童数(人)	14,545	13,491	11,940	10,931	9,529	8,526	7,667
	学級数(学級)	548	505	454	427	376	346	329
	学校数(校)	44	41	—	—	—	—	—
中学校	生徒数(人)	7,793	6,742	5,970	5,461	4,760	4,262	3,830
	学級数(学級)	283	248	222	207	180	162	151
	学校数(校)	23	23	—	—	—	—	—

※社人研推計（平成30年3月）を基に児童生徒数と学級数を推計したもの

総人口の減少に伴い、本市の児童生徒数についても、1980年代のピーク時に比べて半分程度と大幅に減少しています。

本市では、秋田市人口ビジョン^{※6}で人口の現状分析と将来展望を掲げています。一方、社人研の推計では、2015（平成27）年と比較して、2045（令和27）年の児童生徒数は半減することが見込まれています。

児童生徒数の推移と見込み



このような中、今後、学校の小規模化が進行することで、学級での話し合い活動や、生徒会活動、部活動といった様々な集団活動に困難をきたすなど、学校運営にも大きな影響が生じることが懸念されています。

今後も、本市の人口減少対策を勘案しつつ、将来の児童生徒数を見据え、良好な教育環境を維持する必要があります。

※6 秋田市人口ビジョン

秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、目指すべき将来人口と本市施策の取組の方向性と視点を定めたもの

2 学校適正配置の取組の状況

本市では、学校適正配置の取組を進めるため、平成31年3月に策定した「秋田市小・中学校適正配置基本方針^{※7}」に基づき、令和元年7月から、7つの地域ごとに地域ブロック協議会を設置し、学校統合の方向性（学校の組合せ）について協議しています。

また、地域ブロック協議会において学校の組合せが決定した地域では、統合の可否を検討するため、当該校の関係者で構成する学校統合検討委員会を設置し、統合の時期や統合後に使用する校舎、学区の広域化に伴う通学手段などを協議しています。

さらに、統合に合意が得られた学校においては、学校統合準備委員会を設置し、交流事業の実施やスクールバスの運行計画の策定、閉校記念式典の開催など、統合の実現に向けた具体的な準備作業を行っています。

今後も、地域住民や保護者と共に理解を図りながら、将来のよりよい学校のあり方について、協議を継続していく必要があります。

適正配置に関する地域協議の取組状況(令和3年12月現在)

【第1段階】地域ブロック協議会
統合の方向性(学校の組合せ)を協議・決定

中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7地域

【第2段階】学校統合検討委員会
当該校の関係者で統合の可否を検討・決定

中央	①築山小、中通小 ②旭北小、旭南小 ③八橋小、寺内小
西部	④浜田小、豊岩小、下浜小
北部	⑤土崎小、土崎南小 ⑥飯島小、下新城小、金足西小 ⑦土崎中、将軍野中 ⑧秋田北中、飯島中
河辺	⑨河辺小、戸島小

【第3段階】学校統合準備委員会
統合の実施に向けた具体的な準備作業

	統合時期
東部	①広面小、太平小、下北手小 ②太平中、下北手中、城東中
西部	③秋田西中、豊岩中、下浜中
北部	④上新城小、飯島南小

※7 秋田市小・中学校適正配置基本方針

地域ブロックごとに将来の望ましい学校数の上限を定めた「秋田市小・中学校配置案」に地域協議の進め方などを加えた、本市における学校の適正配置の基本的な考え方を定めたもの

3 生活習慣の状況

令和3年度全国学力・学習状況調査^{※8}によると、本市では「毎日、同じくらいの時刻に寝る」と回答した子どもの割合が、全国に比べると、小学生では約6ポイント、中学生では約3ポイント、「毎日、同じくらいの時刻に起きる」と回答した子どもの割合は、小学生では約3ポイント、中学生では約1ポイント上回っています。また、「朝食を毎日食べる」と回答した子どもの割合は、小学生ではほぼ同じ、中学生では約3ポイント、上回る結果となっています。

本市児童生徒のスマートフォン等の所持率および利用時間は増加傾向にあり、睡眠時間や学習時間への影響に加え、視力低下等の身体への影響、ネット依存などの問題が懸念されています。

今後も、一人ひとりの子どもの状況に応じて、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身に付けさせることができるように、家庭や地域と連携した取組の充実を図ることが必要です。

毎日、同じくらいの時刻に寝る子どもの割合 (%)

区分	秋田市	全国
小学生（6年）	86.8	81.2
中学生（3年）	83.1	79.8

毎日、同じくらいの時刻に起きる子どもの割合 (%)

区分	秋田市	全国
小学生（6年）	93.4	90.4
中学生（3年）	93.4	92.7

朝食を毎日食べる子どもの割合 (%)

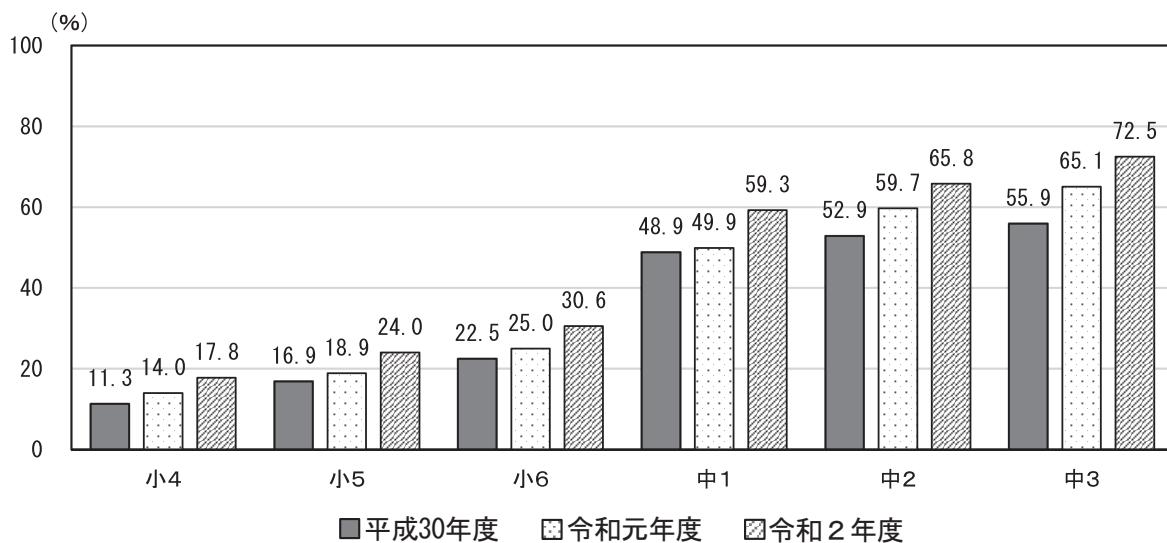
区分	秋田市	全国
小学生（6年）	95.3	94.9
中学生（3年）	95.4	92.8

（出典）文部科学省：令和3年度「全国学力・学習状況調査」

※8 全国学力・学習状況調査

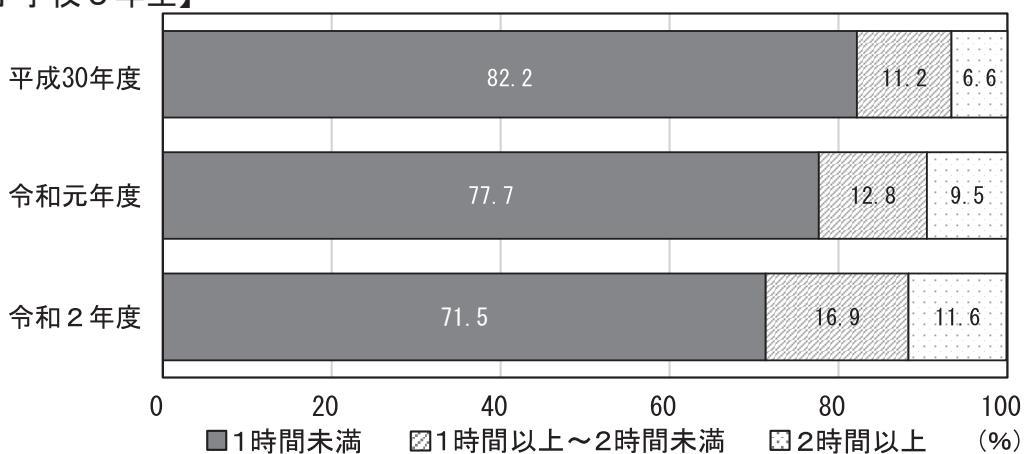
全国的に児童生徒の学力の状況を把握する調査。平成19年度から文部科学省が実施している。対象は小学校6年生、中学校3年生で、国語と算数・数学などについて行う。児童生徒や学校に対する質問紙調査では、学習意欲や生活習慣、学校環境などについても調査する。

児童生徒のスマートフォンの所持率

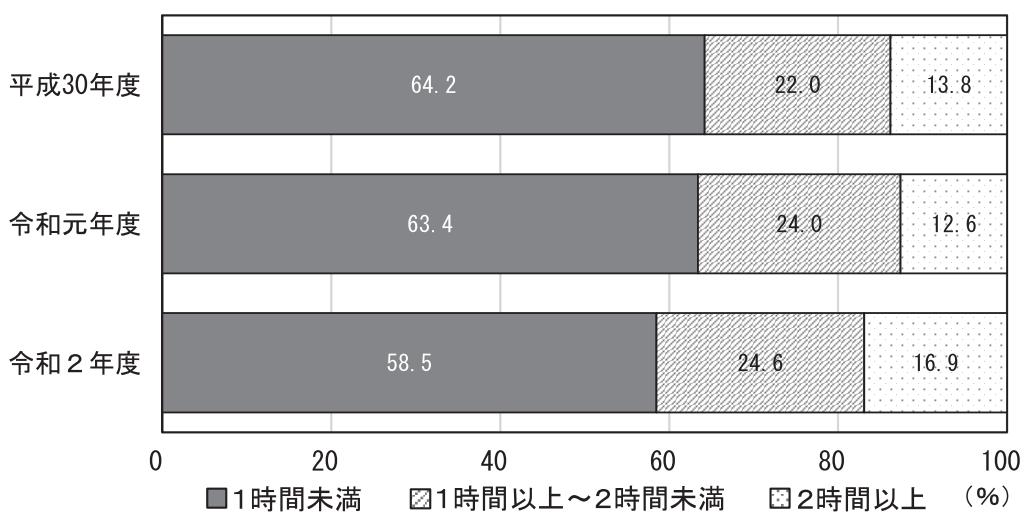


平日の平均利用時間（コミュニケーションアプリ）

【小学校5年生】



【中学校2年生】



(出典) 秋田県教育委員会：令和2年度「携帯電話等、インターネット利用実態調査」

4 家庭、地域との連携の状況

本市では、家庭や地域との連携を図りながら、協働して支え合おうとする心や、よりよい人間関係を築く力をはぐくむことを目指して「人と人との絆づくり」を大切にした教育を推進しています。各校においては、自校の特色ある教育活動をまとめた「絆づくり教育プラン^{※9}」を作成するとともに、保護者や地域の方々からの意見を学校運営に生かす学校評議員制度を活用し、家庭や地域と連携した様々な取組を推進してきました。

これまで、学校と家庭が協力しながら、保護者が参加する学校祭やスポーツ大会などの学校行事、親子で行う清掃やあいさつ運動等のPTA活動、地域巡回等の安全指導を行っているほか、学校と地域との連携により、地域の行事などへの子どもの参加、地域の方々をゲストティーチャーとして招いての授業の実施、見守り隊による登下校時の安全指導、子どもと地域住民が協力して行う清掃・除雪活動などが行われています。

今後は、学校と地域が互いに支え合う体制づくりを推進するため、学校評議員制度に代え令和元年度から導入された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）^{※10}を核として、学校、家庭、地域の三者が一体となって子どもの成長を支える連携・協働体制の更なる充実を図ることが必要です。

地域人材を活用した授業等の実施状況

【小学校（6年）】

(%)

区分	よく行っている	どちらかといえば 行っている	あまり行って いない	行っていない	その他 無回答
秋田市	53.7	46.3	0.0	0.0	0.0
全国	54.3	41.5	3.9	0.2	0.1

【中学校（3年）】

(%)

区分	よく行っている	どちらかといえば 行っている	あまり行って いない	行っていない	その他 無回答
秋田市	21.7	74.0	4.3	0.0	0.0
全国	30.0	55.3	13.3	1.3	0.1

(出典) 文部科学省：令和3年度「全国学力・学習状況調査」

学校運営協議会の設置状況と協議事項

(1) 学校運営協議会の構成人数（全62協議会）

合計(人)	平均(人/校)
535	8.6

※市立小・中学校64校のうち、雄和小・中学校、岩見三内小・中学校は、小中で1協議会を設置

（出典）秋田市教育委員会：令和2年度「学校運営協議会委員の推薦について」集計結果

(2) 主な協議事項

【小学校（41校）】

項目	学校数(校)	割合(%)
学校評価	41	100.0
人と人との絆づくり（絆づくり教育プラン）	39	95.1
確かな学力の育成（授業改善の取組）	39	95.1
保護者、地域との連携	39	95.1
健やかな体の育成（体力・食育）	38	92.7
不登校（自校の実態、教育相談体制等）	38	92.7
いじめ（自校の実態、未然防止策等）	38	92.7

【中学校（23校）】

項目	学校数(校)	割合(%)
保護者、地域との連携	23	100.0
学校評価	23	100.0
確かな学力の育成（授業改善の取組）	22	95.7
いじめ（自校の実態、未然防止策等）	22	95.7
人と人との絆づくり（絆づくり教育プラン）	21	91.3
不登校（自校の実態、教育相談体制等）	21	91.3
道徳教育の充実	18	78.3

（出典）秋田市教育委員会：令和2年度「学校運営協議会の活用状況に係る調査」

※9 絆づくり教育プラン

子どもに思いやりの心や互いに支え合おうとする共生の力をはぐくむことを目指し、学校と家庭、地域が連携した取組をまとめた、学校ごとの活動計画

※10 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

委員（教育委員会から任命された有識者、地域関係者や保護者等）が、学校運営の基本方針や教育活動について意見を述べるほか、家庭教育の充実や地域行事の活性化等に向け、学校、家庭、地域が互いに支援し合う仕組み

5 豊かな心をはぐくむ教育の状況

【道徳性や人間関係づくりに係る取組状況】

各校では、よりよく生きるために基盤となる道徳性をはぐくむため、全教育活動を通じた道徳教育の推進に努めるとともに、自己を見つめ、人としてのあり方について考え、語り合う道徳科の充実に取り組んでいます。

また、集団活動を通して、自他のよさを認め合って協力することの大切さや、人の役に立つことへの喜びを感じ、よりよい人間関係を築く力をはぐくむことができるよう、互いの心が通い合う学級づくり・集団づくりに努めています。

地域においては、子どものしつけや家族の大切さなどを学ぶ家庭教育学級等を実施し、家庭の教育力の向上に取り組んでいます。

今後も、様々な人との関わりを通して、自己を見つめ、人としての生き方についての考えを深めるとともに、多様性を尊重し、支え合い、共に生きようとする心をはぐくむことができるよう、学校と家庭、地域が一体となって、豊かな人間性をはぐくむ取組を推進していくことが必要です。

道徳性に係る子どもの状況（肯定的な回答をした割合） (%)

項目	小学校	中学校
自分には、よいところがある	82.7	81.2
自分でやると決めたことは、やり遂げるようになっている	89.2	89.0
いじめは、どんな理由があってもいけないことだ	98.2	97.6
人の役に立つ人間になりたい	97.2	96.8
人が困っているとき進んで助けている	91.6	91.5

（出典）文部科学省：令和3年度「全国学力・学習状況調査」

【人間関係づくりに係る体験活動等への取組の状況】

各校では、自分や相手のよさを理解し大切にする態度や、進んで他者と関わろうとするコミュニケーション能力をはぐくむため、集団活動、体験活動の充実に努めています。

また、自らの生き方を考え、自己と他者、地域や社会とのつながりを実感する郷土に根ざしたキャリア教育を、特別活動を要とした教育活動全体を通じて推進し、学校行事や体験活動等の工夫に努めています。

今後も、子どもたちが主体的に他者と関わり、協働することの大切さや人と人の絆のすばらしさを実感することができる学習や体験活動の充実を図ることが必要です。

項目	体験活動等の取組状況 (%)					
	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
異年齢集団による交流	100.0	79.2	83.3	87.5	88.1	83.4
自然体験や社会体験等	85.7	91.7	78.5	79.1	83.3	79.2
児童生徒の交流を通して生き方を考えさせるための取組	100.0	95.8	69.0	62.5	71.5	75.1

※令和2年度以降の実績値のうち減少したものは、新型コロナウイルス感染症の影響による。

(出典) 秋田市教育委員会：「教育経営に関する調査」

【読書活動への取組状況と学校司書^{※11}の配置状況】

各校では、全校一斉読書活動や読み聞かせ、ブックトークの実施など、読書の楽しさにふれる機会の充実を図るとともに、学校図書館の書架整理や展示スペースの工夫により、本を身近に感じることができる環境づくりに努めています。

また、本市では、平成30年度から学校司書配置事業を実施し、すべての市立小・中学校に学校司書を配置しており、各校において、学校司書と連携した学校図書館の環境整備や読書活動への支援が進められています。

今後も、読書を通して感動や喜びを味わうことができるよう、発達の段階に応じた読書活動や、各教科等と関連する本の活用などにより、読書習慣の定着や読書意欲の向上のための取組を計画的に進めることが必要です。

読書活動の実施状況（実施している学校の割合） (%)

項目	小学校	中学校
全校一斉の読書活動	100.0	100.0
読み聞かせやブックトーク	100.0	20.8
図書委員会などを中心とした図書館祭りや良書紹介	88.1	50.0

(出典) 秋田市教育委員会：令和3年度「教育活動の状況等に関する調査」

※11 学校司書

学校図書の環境整備や読書活動の支援を行う職員

6 学力の状況

各校では、「基礎的・基本的な知識・技能」の習得や、「思考力・判断力・表現力」の向上を図るとともに、学ぶことの喜びや意義を実感させ、学んだことを自らの生き方に生かそうとする態度をはぐくむよう努めています。

また、保護者の理解と協力を得ながら、家庭における学習習慣の定着を図る取組が進められています。

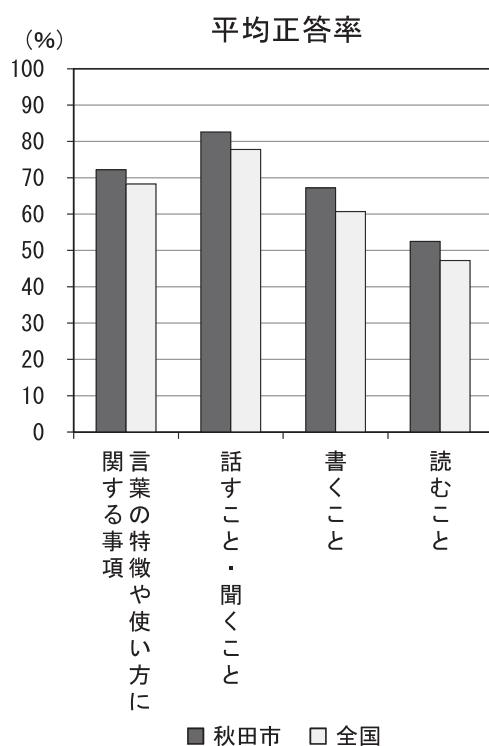
全国学力・学習状況調査においては、国語、算数・数学の各領域ごとの平均正答率は、算数の「図形」を除き、全国平均を上回っているほか、無解答率は、全国平均と比べて低い状況にあります。学習についての質問紙調査では、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と回答した子どもの割合が、いずれも8割を超えています。また、「家で自分で計画を立てて勉強している」と回答した子どもの割合は、全国平均を大きく上回っています。

今後は、基礎的・基本的な知識や技能に加え、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力をはぐくむとともに、一人ひとりの子どもの学習状況に応じた指導のより一層の充実を図ることが必要です。

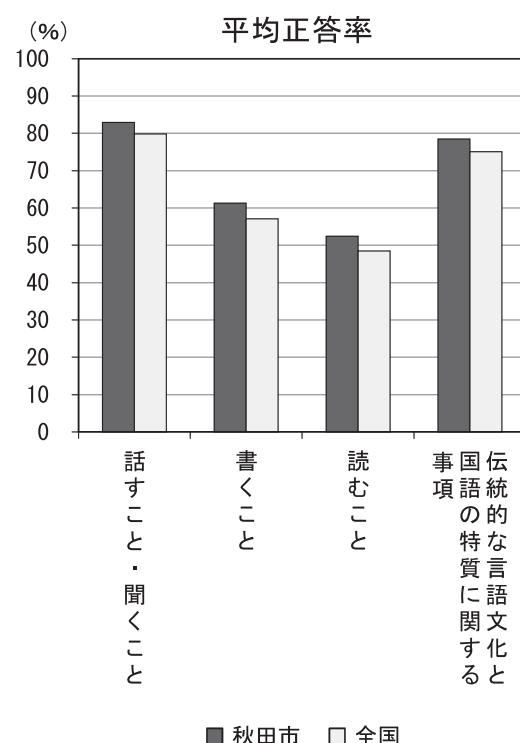


【教科調査から】

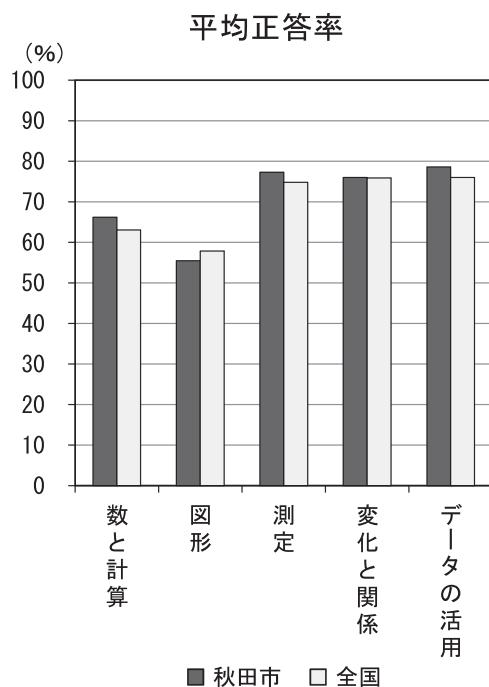
小学校国語



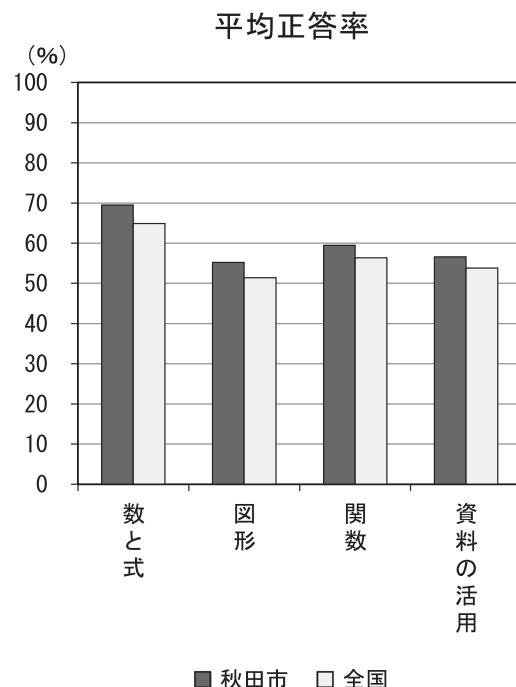
中学校国語



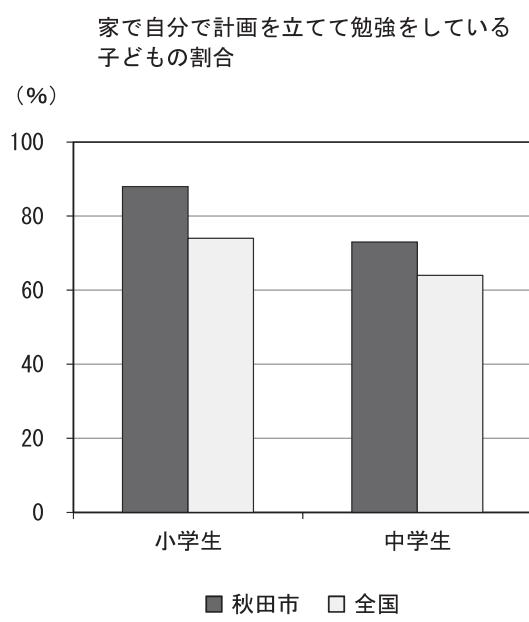
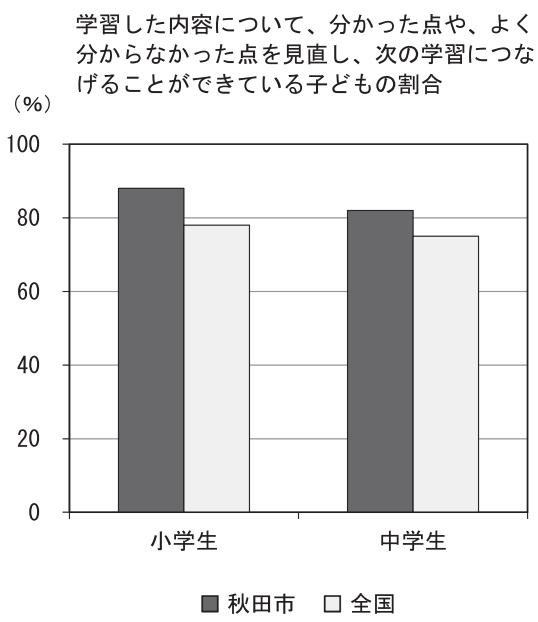
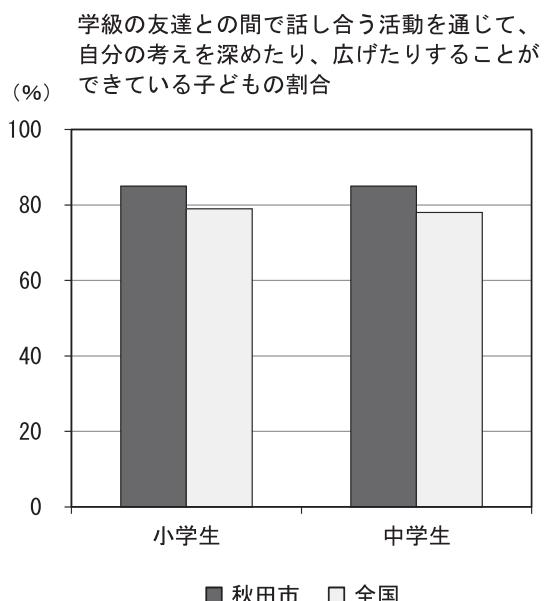
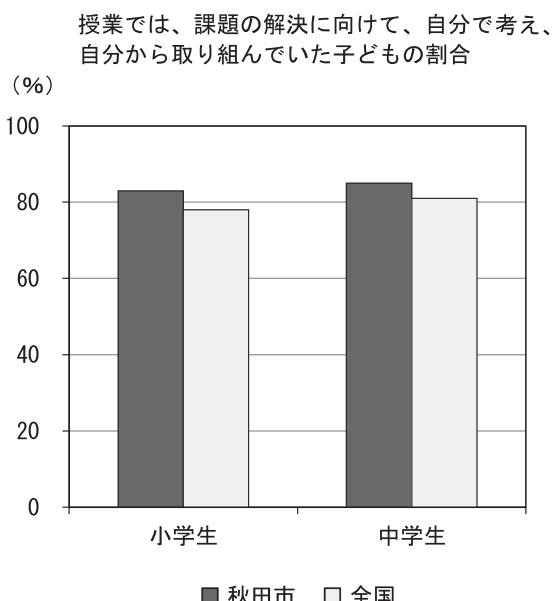
小学校算数



中学校数学



【児童生徒質問紙調査から（学習について）】



(出典)文部科学省：令和3年度「全国学力・学習状況調査」

7

ICT環境の状況

【学校のICT環境の状況】

次代を担う子どもたちには、情報活用能力を基盤に、他者と協働しながら課題を見出し解決策を見出したり、新たなアイデアや価値を創造したりする力などをはぐくむことが必要です。社会の急速な変化に伴い、必要とされる資質・能力も変わる中、「学び方」もまた、変化が求められており、本市では、ICTを活用した教育の推進が必要であるとの考え方から、学校におけるICT環境の整備を図るため、GIGAスクール構想^{※12}に基づき、令和2年度に小・中・高等学校の高速大容量の校内LANおよび小・中学校の児童生徒への1人1台のタブレット端末の整備を完了しました。

また、学校現場へのサポートとして、機器、ソフトウェアの設定や操作、メンテナンスのほか、授業のサポートや教員研修への支援を行うICT支援員を配置し、タブレット端末を活用した学習を支援しています。

今後も、学校においてICTを活用した学習の充実を図るため、学級ごとに大型提示装置を整備するとともに、タブレット端末や校内LANなどの通信環境の管理・運用、学習用ソフトなどの更新により、引き続き、ICT環境の整備に努めていく必要があります。

ICT機器の保有状況（令和3年7月1日現在）（台）

項目	小学校	中学校
タブレット端末	13,491	6,752
液晶電子黒板	91	46
大型ディスプレイ	144	118
プロジェクタ	98	79

※12 GIGAスクール構想

令和元年度に国が打ち出した学校教育におけるICT環境に関する構想。

子どもたちが、これから時代を生きていく上で、ICTを活用した情報活用能力の育成は重要であることから、情報教育環境の充実を図り、小・中・高等学校の高速大容量の校内LANと児童生徒1人1台のタブレット端末を整備するもの。

【教員のICTを活用した指導力の状況】

本市では、令和3年度からすべての児童生徒に配備された1人1台のタブレット端末と液晶電子黒板を含む大型提示装置の利用により、デジタル教材や学習用ソフトなどを効果的に活用することが可能となりました。

各校では、児童生徒の情報活用能力をはぐくむことができるよう、ICTを効果的に活用した授業実践を積み重ねていく必要があります。

教員のICTを活用した指導力については、8~9割程度の教職員が授業で利用する教材や資料等の作成に「活用できる、ややできる」との肯定的回答をしている

(表1の①～④)一方で、グループや学級における意見の交換や共有、話し合いや協働学習への活用については(表2の②④、表3の④)、肯定的回答が5割程度にとどまっている状況です。

今後は、タブレット端末を活用した個別学習や協働学習などの場面において、ICTを活用して指導する力や児童生徒のICT活用を指導する力の更なる向上を図ることが重要になります。

表1 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 (%)

項目	肯定的回答
①教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	82.2
②授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	83.5
③授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	88.7
④学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。	79.2

表2 授業にICTを活用して指導する能力 (%)

項目	肯定的回答
①児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	74.1
②児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	54.4
③知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人ひとりの理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	53.9
④グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	50.6

表3 児童生徒のICT活用を指導する能力 (%)

項目	肯定的回答
①学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるよう指導する。	80.4
②児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるよう指導する。	83.8
③児童生徒がソフトウェアなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるよう指導する。	63.0
④児童生徒が互いの考え方を交換し、共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	47.3

表4 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力 (%)

項目	肯定的回答
①児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるよう指導する。	88.9
②児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるよう指導する。	89.1
③児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるよう指導する。	74.6
④児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲がはぐくまれるように指導する。	80.0

(出典) 文部科学省:令和2年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

(全教員対象)



8 健康・体力の状況

【身体の状況】

近年、肥満に伴う疾病や生活習慣病の危険性が指摘されている中、本市における肥満傾向児の割合は、全国と同様、小学校、中学校ともに微増しています。

今後も、全教育活動を通じて、心身の健康の大切さについて理解を促すなど、家庭や地域との連携のもと、健康の保持増進を図ることが必要です。

小学生の肥満度20%以上の割合 (%)			
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
秋田市	8.45	8.77	10.05
全国	6.81	7.03	9.82

中学生の肥満度20%以上の割合 (%)			
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
秋田市	9.24	9.92	10.37
全国	7.67	7.91	10.30

(出典) 秋田市教育委員会:「学校保健統計報告書」(全児童生徒対象)

全国の値は「学校保健統計調査」(抽出)をもとに算出

【むし歯の状況】

近年、疾病構造の変化により、う歯や歯周疾患等の生活習慣が要因となる疾病的対策が重要度を増しており、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことができるよう、身近な題材である歯・口の健康づくりを通して、健康教育の一層の推進を図ることが重要です。

本市では、平成23年度から小学校で、平成29年度からは中学校で、希望する児童生徒を対象にフッ化物洗口事業^{※13}を行っており、事業開始から、12歳児(中学校1年生)の平均むし歯本数は年々減少してきています。

今後も、事業を継続していくことにより、学校保健における児童生徒のむし歯予防対策の更なる推進と自らの健康に関する意識の向上を図っていく必要があります。

12歳児(中学校1年生)のむし歯本数の推移 (本)						
区分	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
秋田市	2.00	0.90	0.80	0.70	0.67	0.59
秋田県	1.80	0.80	0.80	0.70	0.70	0.60
全国	1.20	0.84	0.82	0.74	0.70	0.68

フッ化物洗口事業への参加率 (%)						
区分	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	88.3	91.5	92.4	92.4	92.7	92.9
中学校	—	—	67.9	82.2	86.8	89.2

※13 フッ化物洗口事業

むし歯予防対策の一層の推進と児童生徒自らの健康に対する意識の向上を図ることを目的に、フッ化物洗口液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させてむし歯を予防する事業

【体力・運動能力、運動習慣等の状況】

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※14}では、実技に関する調査の合計点（体力合計点）は、小学校男女と中学校男子が全国平均を上回り、中学校女子は、全国平均を下回る結果となっています。

種目別では、小学校男女の握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げ、中学校男女の握力、長座体前屈、で全国平均を上回っています。一方、小学校では、男女の50m走、中学校では、男女のハンドボール投げ、女子では上体起こし、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とびにおいて全国平均を下回る結果となっています。

また、運動習慣等調査では、学校の授業を除く1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合は、小学校男女、中学校男女で全国平均を上回る結果となっています。

今後は、日常的に運動に親しむ場の確保に努めるとともに、十分な運動量の確保や運動の質の向上を図る授業づくりを推進することが重要です。



新体力テスト種目別経年比較（T得点^{※15}）

【小学校5年生（男子）】

(点)

年 度	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ソフトボール 投げ	合計点
平成29年度	51.1	52.4	51.6	52.5	52.3	49.0	50.2	50.9	51.9
平成30年度	50.8	51.1	51.4	51.9	52.0	48.2	50.1	50.7	51.1
令和元年度	51.1	51.6	52.6	51.8	51.7	48.4	50.7	51.4	51.6

【小学校5年生（女子）】

(点)

年 度	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ソフトボール 投げ	合計点
平成29年度	51.5	51.6	51.6	52.7	52.6	49.5	51.0	51.6	52.3
平成30年度	51.2	50.4	52.0	52.5	52.7	48.9	50.8	51.3	51.9
令和元年度	51.9	51.6	52.0	51.8	51.6	49.0	51.2	52.0	52.1

【中学校2年生（男子）】

(点)

年 度	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ハンドボール 投げ	合計点
平成29年度	51.1	50.0	52.6	50.8	50.7	49.6	49.8	47.5	50.6
平成30年度	51.5	50.2	51.8	51.2	51.1	50.2	51.3	47.8	51.4
令和元年度	51.1	50.0	51.9	50.2	50.8	50.6	50.5	48.6	51.1

【中学校2年生（女子）】

(点)

年 度	握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ハンドボール 投げ	合計点
平成29年度	49.9	49.0	51.8	50.1	49.5	48.0	48.9	47.6	49.0
平成30年度	49.7	49.1	51.6	49.6	49.1	47.9	49.6	47.6	49.0
令和元年度	50.1	49.1	51.4	48.4	48.3	48.5	49.2	48.2	48.8

1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合 (%)

年 度	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
平成29年度	95.2	89.9	94.1	78.9
平成30年度	94.7	87.9	94.2	78.8
令和元年度	94.5	89.0	93.9	81.0

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため実施なし

(出典) スポーツ庁：令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

※14 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力の状況を全国的に把握・分析することにより、体力の向上に係る施策の検証と改善を図ることを目的としてスポーツ庁が実施している調査

※15 T得点

全国の種目別平均値を50点と換算して、全国平均値に対する本市の種目別平均値の相対的位置を示したもの

9

幼保小連携や小中一貫した教育の取組の状況

各校では、子どもの発達や学びの状況を理解し、幼児期の教育から小学校教育へのつながりを意識した指導ができるよう、幼保小の教員・保育士間の情報交換や子ども同士の交流活動を実施するなど、連携した取組の充実に努めています。

また、すべての小学校がスタートカリキュラムを作成し、実施しています。

今後も、発達や学びの連續性を踏まえた幼保小連携のあり方について、研修会等を通して理解を深めるとともに、発達の段階に応じた指導の充実を図ることが必要です。

幼保小の相互理解を図る機会の状況 (%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合同での研修会を行っている	88.1	88.1	38.0
幼児と児童の交流活動を行っている	95.2	92.9	21.4

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。

(出典) 秋田県教育委員会:「教育課程編成状況等に関する調査」

小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導ができるよう、小・中学校の教職員による情報交換や、一貫性や発展性のある学習習慣の確立に向けた取組など、小中一貫した考えに立った教育の充実を図っています。

今後は、系統性を踏まえた授業による学力向上への取組や、ふれあいの中で豊かな人間関係をはぐくむ交流活動の実施など、学校段階間連携の更なる充実を図ることが必要です。

10 不登校・いじめ・ネットトラブル^{*16}等の状況

【不登校の状況】

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校の出現率が、小学校で近年増加傾向にあり、全国平均に近い値となっています。中学校においても全国平均を上回る状況が続き、出現率が4%を超えていました。

引き続き、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援に努め、人間関係を築く力をはぐくみ、自己存在感を高めるため、互いのよさや違いを認め尊重し合う学級づくりや集団づくりを推進するとともに、学校、家庭、関係機関の連携を充実することが必要です。

不登校の出現率 (%)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	秋田市	0.53	0.72	0.81
	全国	0.70	0.83	1.00
中学校	秋田市	4.18	4.01	4.72
	全国	3.65	3.94	4.09

(出典) 文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※16 ネットトラブル

インターネット上で発生する、スマートフォンやパソコン、通信機能付き端末等を介した誹謗や中傷、個人情報の漏えいなどのトラブル

【いじめの状況】

各校では、いじめの未然防止や早期発見のために、定期的にアンケート調査を行い、子どもたちの悩みを受け止めるとともに、面談等を通して実態の把握に努めています。また、いじめ事案が発生した際には、何よりも優先して組織的に対応し、いじめが解消するまで子どもを見守り、心に寄り添った支援を行っています。

今後も、学校いじめ防止基本方針^{*17}に基づき、いじめ（インターネットを通じて行われるものも含む）は、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの認識のもと、家庭や地域との連携を図りながら、未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組のほか、子どもの心のケアを図る継続的な事後指導の更なる充実を図る必要があります。

いじめの認知件数 (件)			
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	136	129	88
中学校	68	43	47

(出典) 文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※17 学校いじめ防止基本方針

各校において、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定めたもの。「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている。

【ネットトラブルの状況】

本市では、スマートフォンやタブレット、通信機能付きゲーム機などのインターネットにつながる機器の所持率増加に伴い、ネットトラブルやネット上の被害にあった子どもの人数が小・中学校ともに年々増加しています。引き続き、被害の未然防止やインターネットの正しい利用について、学校と家庭、地域や関係機関が連携して啓発活動に取り組んでいくことが重要です。学校においては、情報モラル教育の計画的な実施や親子ネット安全教室の開催など、指導の充実に努めるとともに、各家庭においては、親子で一緒に子どもの利用実態に合わせたルールづくりを行うことが大切です。

ネットトラブルやネット上の被害にあった子どもの人数 (人)			
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校(4～6年)	243	240	393
中学校	387	276	437

(出典) 秋田県教育委員会：「携帯電話等、インターネット利用状況調査」

ネットトラブル等の被害状況 (件)			
項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
チエーンメール	237	227	224
SNS等による誹謗中傷	164	162	159
迷惑メール	186	148	118
知人とのメールトラブル	43	64	51
個人情報の悪用	28	7	41
ゲーム課金トラブル			22
架空請求	72	36	16
有害サイトの利用	18	13	3
その他	86	86	93

※ゲーム課金トラブルの項目は令和2年度調査から新設の項目

(出典) 秋田県教育委員会：「携帯電話等、インターネット利用状況調査」

【教育相談等の実施状況】

不登校やいじめ、児童虐待や家庭に関わる問題等は多岐にわたり、スクールカウンセラー^{*18}や広域カウンセラー^{*19}、スクールソーシャルワーカー^{*20}への相談件数は年々増加しています。各校においては、こうした様々な問題に対応するため、専門性を有する関係機関等と連携し、子どもや保護者の心のケアに努めています。

今後も、多様な背景をもつ子ども一人ひとりに寄り添った教育相談の充実を図り、問題行動等の未然防止や早期対応の一層の充実を図る必要があります。

スクールカウンセラーによる教育相談の状況 (件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童生徒のみ	692	555	788
保護者のみ	595	637	333
児童生徒と保護者	244	333	136
教職員	921	1,094	1,459
合計	2,452	2,619	2,716

※令和2年度からスクールカウンセラーは勝平中学校千秋分校を除く全中学校に配置されている。

(出典) 秋田市教育委員会 : 「スクールカウンセラー配置事業実績報告書」

広域カウンセラーによる教育相談の状況 (件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童生徒のみ	4	2	6
保護者のみ	18	12	95
児童生徒と保護者	10	4	37
教職員	4	0	4
合計	36	18	142

※令和2年度から小学校のカウンセリングは、主に広域カウンセラーが対応している。

(出典) 秋田市教育委員会 : 「広域カウンセラー活用報告書」

スクールソーシャルワーカーの利用状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	校数(校)	2	11
	延べ回数(回)	6	84
中学校	校数(校)	4	11
	延べ回数(回)	15	24
合計	校数(校)	6	22
	延べ回数(回)	21	108
			305

※令和元年度以降は、電話による相談も含む。

※18 スクールカウンセラー

不登校やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等の対応にあたって、学校における教育相談体制の充実を図るために各中学校に配置する、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識および経験を有するカウンセラー

※19 広域カウンセラー

スクールカウンセラーが配置されていない学校における児童生徒等のカウンセリング等に対応するとともに、児童生徒に関する突発的な事案が発生した場合に対応するカウンセラー

※20 スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用い、関係機関との連携を促進するなどして児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援する職員



11 特別な支援を必要とする児童生徒の状況

近年、通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加に伴い、学級生活支援センター^{※21}の派遣申請数や通級指導教室^{※22}を利用する児童生徒数が増加しています。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの多様化、重症化により、きめ細かな配慮が求められるケースが増加しており、特別支援学級の数は増加傾向にあります。

このほか、日本語の指導支援が必要な児童生徒数も増加傾向にあり、本市ではこうした子どもに対し、日本語指導支援センター^{※23}の派遣を行っています。

今後も、子どもや保護者のニーズに適切に対応するため、教職員の専門性の向上に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、校内外の相談・支援体制の充実を図る必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒の推移 (人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通常の学級で特別な支援	718	805	870
通級指導教室の利用	152	131	161
特別支援学級に在籍	210	214	238

(出典) 秋田県教育委員会:「小・中学校特別支援学級等の実態調査」「通級による指導実施状況調査」

学級生活支援センターおよび対象児童生徒数の推移 (人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
対象児童生徒数	571	141	632	173	685	185
	712		805		870	
センター数	133	40	141	43	149	47
	173		184		196	
センター1人あたりの担当児童生徒数	4.29	3.53	4.48	4.02	4.60	3.94
	4.12		4.38		4.44	

通級指導教室と特別支援学級数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通級指導教室数(教室)	8	8	8
特別支援学級数(学級)	101	102	110

日本語指導支援センターの派遣状況の推移

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
対象児童生徒数(人)	23	8	28	7	28	8
	31		35		36	
サポーター数(人)	20	7	28	7	28	8
	27		35		36	
派遣校数(校)	14	6	17	5	13	5
	20		22		18	

※21 学級生活支援センター

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒をサポートする職員

※22 通級指導教室

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、個々の障がいの状況に応じた個別の指導を行う教室

※23 日本語指導支援センター

国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒への支援を行う職員



12 教職員研修の実施の状況

本市では、教職員として求められる資質・能力の向上を図ることができるよう、教職経験年数に応じた体系的な研修や、職務遂行に必要な知識や技能を習得する研修など、時代や社会が求める多様な教育課題に対応する能力を高める研修を実施しています。

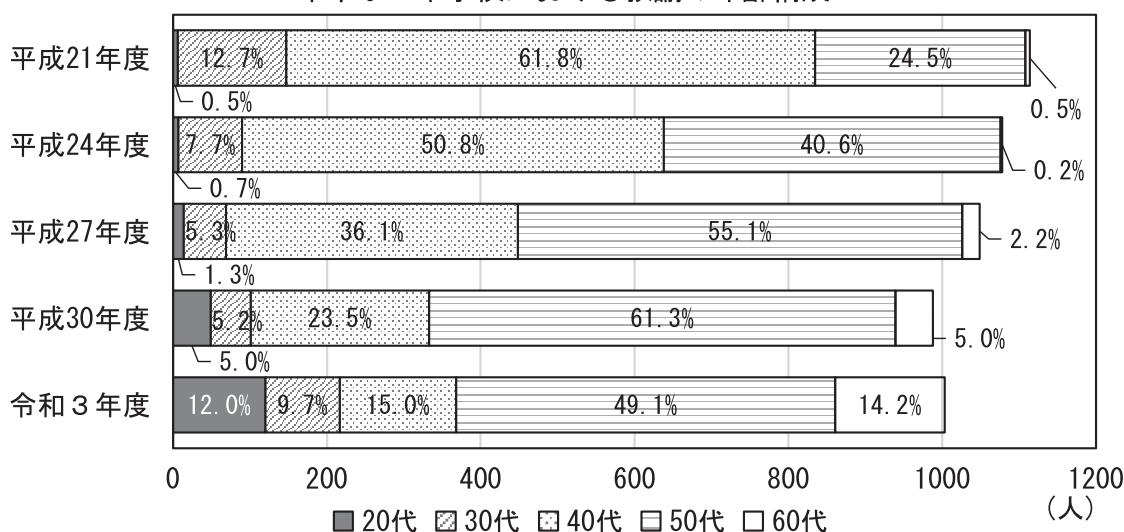
現在、教員の大量退職・大量採用の状況を踏まえたベテラン教員の指導技術の継承や若手・中堅教員の育成のほか、GIGAスクール構想の実現に向けた教員のICT活用スキルの向上などを図る必要があります。

今後も、時代の変化やキャリアステージに応じて求められる資質や能力をはぐくむことができるような研修のあり方について検討を重ねるとともに、各研修の更なる充実に取り組む必要があります。

令和3年度教職員研修の実施状況

項目	研修会名	回数(回)	人数(人)
基本研修	初任者研修	16	54
	教職2年目研修	2	29
	中堅教諭等資質向上研修	12	10
職務別研修	校長研修会、研究主任研修会、新任学年主任研修会ほか	43	1,282
専門研修	国語科研修会、道徳科研修会、小学校理科実験講習会ほか	16	741
課題別研修	特別支援教育研修会、幼保小連携研修会、ICT活用研修会ほか	8	218
特別研修	いじめ防止・対応等研修会、若手教員研修会、ミドルリーダー研修会ほか	7	304
	合計	104	2,638

本市小・中学校における教諭の年齢構成



※60代には、再任用の教諭を含む。

13 教職員の多忙化解消に係る取組の状況

本市では、教職員の業務量軽減のため、学校に回答を求める調査等の精選を行ってきたほか、校務支援システムの導入や給食費の公会計化などにより、業務の効率化を図ってきております。また、「秋田市立中・高等学校における部活動方針」を策定し、週2日の部活動休止日を確実に実施することとしたほか、学校閉庁日を設定するなど、長時間労働の改善に努めています。さらに、各校においては、多忙化防止計画を策定し、それぞれの実情に合わせた多忙化解消の取組を実施しているほか、教職員を補佐するスタッフやソーター、支援員等を活用し、負担の軽減に取り組んでいます。

今後も、教職員一人ひとりがしっかりと子どもと向き合う時間を確保し、やりがいをもって業務に取り組むことができるよう、勤務時間管理簿等により教職員個々の勤務状況を把握した上で、多忙化解消にむけた実効性のある取組を推進していく必要があります。

1日あたりの教諭の平均労働時間

【平日】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
勤務時間	小学校	9時間17分	9時間19分	9時間21分
	中学校	10時間22分	10時間8分	10時間18分
時間外勤務	小学校	1時間32分	1時間34分	1時間36分
	中学校	2時間37分	2時間23分	2時間33分
持ち帰り仕事	小学校	34分	26分	26分
	中学校	27分	23分	21分

【休日】

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
出校時間	小学校	3分	0分	0分
	中学校	2時間00分	2時間12分	2時間50分
自宅での勤務	小学校	1時間2分	55分	49分
	中学校	56分	38分	46分

(出典) 秋田市教育委員会:「多忙感・多忙化に関する意識調査」および勤務時間管理簿

14 高等学校等の状況

【秋田商業高等学校（定員：各学年240名）】

県内唯一の商業高校として、少子高齢化や経済構造の変化など、目まぐるしく変化する社会に対応できる社会人基礎力の育成に向けた学習指導とともに、文武両道の伝統校として部活動の充実に取り組んでいます。

学習指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と資格取得を目指し、シラバスの活用や生徒による授業評価を行うなど、学習意欲の向上に努めています。

また、コース別学級編成による指導の充実に努め、専門性を生かした進路選択につなげているほか、社会人としての基礎的な能力を育成するビジネス実践「AKI SHOP^{※24}」や「キッズビジネスタウン^{※25}」、ユネスコスクール^{※26}の活動の一つとして実施している「エコロジカル（生態系保全）ビジネス^{※27}」を通して、地域と連携を図りながら、商業高校の特色を生かした生徒の主体的な学習活動を実践しています。

今後、さらに、基礎学力の定着と、高度な資格取得を目指した専門科目の指導の充実を図り、生徒一人ひとりの多様な進路希望に対応した学校づくりに取り組む必要があります。

卒業生の進学・就職状況 (人)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
進学者	大学・短大	89	145	66	126	64	133
	専門学校等	56	(61.4%)	60	(53.6%)	69	(55.9%)
就職者	県内	56	87	75	101	73	95
	県外	31	(36.9%)	26	(43.0%)	22	(39.9%)
その他（進学準備等）		4 (1.7%)		8 (3.4%)		10 (4.2%)	

※24 AKI SHOP

生徒が商品の企画・開発・販売および広告宣伝・会計処理など、ビジネスの諸活動を体験する学習活動

※25 キッズビジネスタウン

生徒が経営者、小学生が従業員となり、みんなで働き、学び、遊びながら経済や社会の仕組みを学ぶ体験活動

※26 ユネスコスクール

ユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。秋田商業は、平成20年より加盟している。

※27 エコロジカル（生態系保全）ビジネス

生徒が地域の企業やNPO法人などと連携し、エコロジカル（生態系保全・環境保護）とビジネス（商業・経済活動）を両立させた「持続可能な社会」の構築について学ぶ活動

【御所野学院高等学校（定員：各学年80名）】

連携型中高一貫教育校として、少人数のよさを生かした学習指導、個性を伸ばし、コミュニケーション能力を高める「表現科」、郷土秋田の自然や歴史などを学ぶ「郷土学」、中高生が共に磨き合い高め合う中高合同活動など、特色ある教育活動に取り組んでいます。平成27年には、国際教養大学との教育連携協定を交わし「イングリッシュ・ビレッジ^{※28}」や、大学教授および学生との交流授業を実施するなど、英語学習の充実に努めています。

また、キャリア形成に必要な能力や態度を培うため、大学教授による出前講座を実施するなど、キャリア教育の視点に立った進路指導の取組を推進しています。

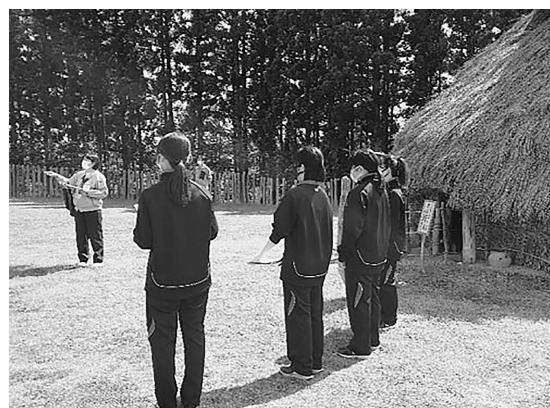
今後、さらに、連携型中高一貫教育校として特色ある教育活動を推進するとともに、少人数のよさを生かしたきめ細かな学習指導や進路指導の充実により、生徒一人ひとりの個性や能力の伸長を図る学校づくりに取り組む必要があります。

卒業生の進学・就職状況 (人)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
進学者	大学・短大	32	41	26	43	17	27
	専門学校等	9	(80.4%)	17	(91.5%)	10	(75.0%)
就職者	県内	5	6	2	3	6	7
	県外	1	(11.8%)	1	(6.4%)	1	(19.4%)
その他（進学準備等）		4 (7.8%)		1 (2.1%)		2 (5.6%)	

※28 イングリッシュ・ビレッジ

国際教養大学で行う2泊3日の体験活動。英語で表現する力をはぐくむことを目的とし、留学生とのコミュニケーション、レクリエーション、グループ協議などを行う。



【秋田公立美術大学附属高等学院（定員：各学年30名）】

美術系の高等課程をもち、大学入学資格付与の指定を受けた特色ある専修学校として、社会や地域、文化に貢献できる人材の育成を目指した教育の充実が図られています。

生徒作品展「明日のクリエーターたち」などを通じて、優れた作品を広く発信しています。また、美術・工芸・デザインの専門性を生かした進路希望の実現に向け、秋田公立美術大学との連携のもと、同大学の教授による授業を実施するとともに、生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別指導を行うなど、進路指導の充実に努めています。

今後、さらに、秋田公立美術大学や地域との連携を図り、美術工芸やデザインの専門性を生かして秋田の発展に寄与する人材を育成する学校づくりに取り組む必要があります。

卒業生の進学・就職状況 (人)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
進学者	秋田公立美大	7	22 (88.0%)	11	24 (85.7%)	7	20 (74.1%)
	大学・短大	2		5		2	
	専門学校等	13		8		11	
就職者	県内	0	1 (4.0%)	4	4 (14.3%)	4	5 (18.5%)
	県外	1		0		1	
その他（進学準備等）		2 (8.0%)	0 (0%)		2 (7.4%)		



15 社会教育の状況

【学習支援に係る取組の状況】

本市では、個々の学習活動を支援するため、各種講座やサークル情報などの生涯学習関連事業を紹介する冊子を作成し、市民サービスセンター等に設置しています。

また、市民の多様な学習ニーズに対応するため、地域で幅広い活動を行っている生涯学習奨励員^{※29}による学習相談や、窓口等で日常的に学習相談に応じているほか、広報あきたやホームページ等により、生涯学習講師団名簿や社会教育関連行事・イベントなど各種学習情報の提供に努めています。

今後も、生涯にわたって自ら主体的に学習することを支援するため、学習に関する相談体制の充実と、市民が必要とする学習情報の提供に努める必要があります。

生涯学習に関する情報提供

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サークル数(団体)	1,622	1,629	1,671
生涯学習関連事業数(事業)	434	433	427
生涯学習講師団名簿(延べ登録人数)	110	115	98
生涯学習関連冊子(※)発行数(部)	3,010	3,010	1,790

※生涯学習関連冊子：秋田市の社会教育、生涯学習ガイド^{※30}、あしたの風

生涯学習奨励員による生涯学習相談

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日数(日)	24	26	中止
件数(件)	44	54	

※市民サービスセンターまつり等の際に、生涯学習相談コーナーを設置し、学習相談に応じている。

(会場：市民サービスセンター7会場、コミュニティセンター12会場)

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

生涯学習相談件数(件)

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央市民サービスセンター	64	68	43
東部市民サービスセンター	99	69	6
西部市民サービスセンター	13	25	48
南部市民サービスセンター	7	11	2
北部市民サービスセンター	20	63	44
河辺市民サービスセンター	2	0	1
雄和市民サービスセンター	9	5	16
生涯学習室	20	15	16
合計	234	256	176

※生涯学習奨励員による生涯学習相談件数は除く。

※29 生涯学習奨励員

市の委嘱を受けて就任し、地域主導による生涯学習の推進を図るため、学習意欲の増進、学習相談への対応、学習グループづくりへの協力、学習情報の収集と提供および地域活動への協力など幅広い活動を行っている。

※30 生涯学習ガイド

市民サービスセンター、コミュニティセンター等の施設に登録しているサークル・クラブや本市で実施する生涯学習関連事業を紹介した冊子

【学習機会の提供に係る取組の状況】

本市では、生涯を通じて学びたいという市民の学習ニーズに対応するため、乳幼児、青少年、成人および高齢者の各ライフステージにおける様々な学習ニーズを把握するとともに学習内容の充実に努めています。また、各種学級や講座の開催などを通して、人口減少・少子高齢化や防犯・防災対策など現代的課題や地域課題に対応した学習機会を提供しています。

太平山自然学習センターや自然科学学習館などの体験学習施設においては、子どもから高齢者までの各世代に、野外活動やものづくり体験、科学的な見方・考え方を広げるための体験型展示やワークショップなどを実施し、多様な体験活動の機会を提供しています。

今後は、より一層市民の学習意欲を高めるため学習内容の充実を図るほか、参加者数が減少傾向にある若年層の参加の促進に取り組む必要があります。

また、多様な体験活動の機会を提供するため、体験学習施設における事業内容の充実を図るとともに、計画的な施設整備や設備の更新に努める必要があります。

地域における社会教育事業の実施状況

施設名	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	事業数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	事業数	実施回数 (回)	参加者数 (人)
中央市民サービスセンター	20	216	6,655	20	198	6,175	20	143	3,761
東部市民サービスセンター	17	136	3,551	16	130	3,415	15	59	1,272
西部市民サービスセンター	22	108	2,803	22	96	2,523	20	53	1,031
南部市民サービスセンター	17	76	1,563	19	77	1,622	22	55	947
北部市民サービスセンター	36	164	4,744	35	151	4,400	35	96	1,984
河辺市民サービスセンター	16	59	1,589	16	57	1,396	16	41	790
雄和市民サービスセンター	10	68	2,200	10	67	1,866	10	25	700
生涯学習室	39	90	5,025	41	78	4,232	44	57	1,034
合計	177	917	28,130	179	854	25,629	182	529	11,519

※令和2年度の参加者数等は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。

各種学級の実施状況

学級名	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	学級数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	学級数	実施回数 (回)	参加者数 (人)	学級数	実施回数 (回)	参加者数 (人)
乳幼児学級	14	114	2,162	14	103	1,885	13	52	748
家庭教育学級	4	25	245	4	22	161	4	13	82
障がい学級	2	14	133	2	14	134	2	11	95
成人学級	3	38	1,429	3	36	1,319	3	22	478
女性学級	26	230	5,152	26	218	5,004	25	146	2,792
高齢者学級	15	179	7,871	15	165	7,171	15	117	4,116
合計	64	600	16,992	64	558	15,674	62	361	8,311

※令和2年度の参加者数等は、新型コロナウィルス感染症の影響により減少した。

各種講座等の実施状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
市民講座・地域講座	79	1,384	71	1,281	53	755
親子体験活動	28	732	21	581	6	79
青少年教室	35	559	28	391	32	427
ジュニアプログラミング講座	16	226	16	235	16	166
少年関連講座	42	968	53	1,091	21	322
子育て講座	13	790	12	545	10	385
家庭教育講座	2	50	1	33	1	16
市民大学講座	3	68	3	93	2	44
映画上映会	25	1,308	15	603	1	16
新成人のつどい	1	2,237	1	2,224	中止	
世代間交流	37	1,269	36	1,411	24	635
地域老人クラブ活動事業	8	1,044	7	978	1	16
生涯学習相談事業	27	60	31	54	中止	
家庭教育相談事業	1	443	1	435	1	347
合計	317	11,138	296	9,955	168	3,208

※令和2年度の参加者数等は、新型コロナウィルス感染症の影響により減少した。

受講者アンケートによる満足度調査 (%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
97.2	95.3	93.5

※学級や講座受講後のアンケートに、「満足」「やや満足」と答えた人の割合

太平山自然学習センターの利用状況

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)
学校利用	71	5,157	72	5,261	40	1,867
一般利用	51	2,374	70	2,380	34	1,343
主催事業	11	230	10	210	7	137
合 計	133	7,761	152	7,851	81	3,347

※令和2年度の参加者数等は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。

自然科学学習館の開館日数・入館者数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	308	309	209
入館者数（人）	213,033	177,892	63,997

※入館者数には、学校利用・主催事業の参加者数を含む。

自然科学学習館の利用状況

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)	利用数 (回)	参加者数 (人)
学校利用	72	4,981	76	4,589	60	3,824
主催事業	31	18,928	29	11,438	19	854
合 計	103	23,909	105	16,027	79	4,678

※令和2年度の参加者数等は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。

【学習成果の活用支援と地域コミュニティづくりの状況】

本市では、市民サービスセンターを拠点として活動しているサークルや学級等の活動成果の発表の場を提供し、学んだ成果を身近な地域で生かすとともに、学習意欲を高める機会の充実に努めています。また、子どもが高齢者等から地域の歴史や文化、まつりなどを学ぶ「世代間交流事業」を児童館や放課後児童クラブ等と連携して実施するなど、地域の絆づくりに努めています。

今後は、地域に根ざした活動を支援するため、ボランティア活動などを通じて、若年層と高齢者が共に学び交流できる取組や、市民自らが学習した成果を実感し、地域社会での活動に生かせる環境づくりに努める必要があります。

また、学校、家庭、地域が、互いに連携・協力し、地域のつながりや絆づくりに努めるとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ることが必要です。

学習成果の発表状況

事業名	時期	日数	場所	発表者	内容
市民サービスセンターまつり	10月	2日	各市民サービスセンター	各市民サービスセンター学級生登録サークル会員	【舞台発表】 演奏・舞踊・伝統芸能・民謡 他
コミュニティセンターまつり	10月	2日	各コミュニティセンター	登録サークル会員	
中央高齢者大学文化祭	11月	1日	中央市民サービスセンター	中央高齢者大学学級生	
図書館作品展示	1月～3月	60日	各図書館	各市民サービスセンター学級生登録サークル会員	【作品展示】 絵画・写真・彫刻 ・切り絵・籠細工 ・陶芸・生け花・ 編み物・フェルト
サークル会員等作品展示	随時		各市民サービスセンター	各市民サービスセンター学級生登録サークル会員	細工 他

世代間交流事業の実施状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業数(事業)	7	6	1
参加者数(人)	1,269	1,411	635

※令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の影響により減少した。

地域の特色を生かした取組例

施設名	事業名	事業内容
中央市民サービスセンター	高齢者大学	秋田竿燈の継承
	転勤奥様教室	秋田市に転入した女性を対象に、秋田の方言や食文化などの理解と仲間づくりの促進
東部市民サービスセンター	山谷番楽伝承活動事業	太平山谷地区に伝わる民俗芸能「山谷番楽」の伝承・保存活動の支援
西部市民サービスセンター	親子わくわく地引き網体験	浜田浜での地引き網体験
	新屋の名人さんに学ぼう	コマ回しなどの昔遊びを通して、児童とサークル会員との交流
南部市民サービスセンター	女性学級	南部地域（牛島・仁井田）の歴史
北部市民サービスセンター	女性学級	土崎湊の歴史と文化探訪
	ふるさと再発見セミナー	地域の歴史を知り、地域づくりを考える
河辺市民サービスセンター	親子体験まるごと塾	食肉衛生検査所でのワインナーブルクリ 不銹窯工房での陶芸体験
雄和市民サービスセンター	親子チャレンジ	出羽和紙で干支の置き物づくり
	高齢者学級	雄和の歴史

16 読書活動の推進のための取組の状況

図書館では、情報社会の進展や人口減少など環境の変化に対応し、市民によりよい読書環境を提供するため、資料の充実に努め、図書館ネットワークを生かした蔵書検索・予約・貸出し・返却を行っています。また、情報発信やレファレンス^{※31}の充実、市民団体との連携による各種展示や、各種講座など市民の学習機会を提供するとともに、学校や福祉施設などと連携しながら、ライフステージに応じた様々な読書活動の支援に取り組んでいます。

今後も、デジタル資料などの図書館資料の充実に努め、多様なライフスタイルに対応した読書環境を整備することにより、市民がより利用しやすい図書館づくりに取り組む必要があります。

市立図書館全館における読書活動推進の状況

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数（人）	554,130	555,724	441,269
市民一人あたり年間利用数（回）	1.80	1.82	1.45
蔵書冊数（冊）	623,277	633,070	639,747
個人貸出し冊数（冊）	722,923	739,873	729,884
個人貸出し者数（人）	233,565	240,088	222,897
資料予約総数（件）	89,007	93,243	98,378
レファレンス数（件）	32,930	36,535	28,691
館内wi-fi利用数（件）	9,208	19,009	28,819
館内ネット検索用端末利用数（件）	4,963	5,319	3,678
講座等イベント開催数（回）	1,032	927	1,067
講座等イベント参加者数（人）	16,910	15,922	8,105
総合的満足度（%）	91.4	90.7	90.7

※令和2年度の利用人数等は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。

※総合的満足度は、毎年10～11月の利用者アンケートで調査

市立図書館全館におけるライフステージ別の主な事業

対象	主な事業
全世代	かぞくぶくぱっく事業 ^{※32} 、資料展示、読書推進広報活動
子ども	ブックスタート推進事業 ^{※33} 、通帳型読書の記録帳事業、選書体験事業、イベント、職場見学や職場体験等の受入れ
成人	講演会、講座、図書館ボランティアの受入れ

※31 レファレンス

図書館利用者が、学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料を求めた際に、図書館職員が必要とされる情報・資料を検索・提供・回答すること

※32 かぞくぶっくぱっく事業

子どもから大人までを対象に、様々な内容の本を複数冊詰め合わせたパックで、新たな読書のきっかけや広がりを提供し、生涯にわたる読書活動を支援する事業

※33 ブックスタート推進事業

図書館や市民サービスセンターの子育て交流広場において、4か月以上の0歳児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせを通した親子の絆づくりを支援する事業



17 学校安全の状況

【学校施設の状況】

本市の小・中学校の校舎等は、昭和40年代・50年代に建築した建物が大半を占めており、老朽化した施設の適切な維持管理を図ることが求められています。

また、情報化社会の進展や人口減少など、児童生徒を取り巻く環境が変化していることや、特別な支援を要する児童生徒への合理的配慮^{※34}が求められてきています。これから、維持管理のみならず、機能向上や増改築の検討が必要となってきています。

学校施設の築年別棟数

築年数	棟数(棟)	割合(%)
築50年以上	13	6.44
築40年以上	90	44.55
築30年以上	51	25.25
築20年以上	24	11.88
築10年以上	20	9.90
築10年未満	4	1.98
合 計	202	100.00

※34 合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもとともに教育を受けることができるよう、障がいのある子どもの個別の状況に応じて行われる配慮

【児童生徒の安全安心の状況】

本市では、児童生徒の安全を確保するため、すべての市立小学校に防犯カメラを設置しているほか、児童生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、PTAや町内会、警察、見守り隊などと協力し、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めています。

特に、「秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会^{※35}」や「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会^{※36}」において、警察、道路管理者、防犯協会、PTA等の関係機関と学校が連携して合同点検を実施し、必要な対策を協議し、改善を図ることにより、通学路の安全確保に努めています。

このほか、不審者に関する情報を携帯電話やパソコンに配信する、秋田っ子まもるメールにより、注意喚起を図っています。

今後も、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、子どもを見守る環境の整備や地域の子どもは地域で守る体制づくりに取り組むことが重要です。

スクールガード（見守り隊）の推移

対象	平成30年度	令和元年度	令和2年度
活動者(人)	5,838	5,863	5,567
組織(団体)	60	63	61

秋田っ子まもるメール配信状況 (件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
28	28	44

※35 秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会

市内小・中学校における通学路の交通安全確保に向けた取組の基本の方針策定等と、それに基づく取組を推進することを目的として、平成26年8月に道路管理者、警察、PTAおよび学校等の関係者により構成し、設置した組織

※36 秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会

市内小・中学校の児童生徒の安全を確保するための環境整備推進を目的として、平成27年6月に学校、PTA、警察および防犯協会等の関係者により構成し、設置した組織

【安全安心な学校給食の実施】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達を促し、望ましい食習慣を形成する食育の場として、重要な役割を担っています。本市では、食中毒や異物混入、食物アレルギーなどの事故を防止し、児童生徒に安全安心な給食を提供できるよう、学校給食に携わる職員が連携して取り組んでいます。

食材については、産地や品質、添加物、アレルゲン等を慎重に審査し、安全安心な物資を調理に使用しているほか、衛生管理については、学校給食従事者の健康管理や日常の衛生検査、教育委員会による衛生訪問などを実施し、安全安心な調理環境の確保に努めています。

また、食物アレルギーのある児童生徒への対応については、栄養教諭等によるきめ細かな相談や保護者との協議を通じ、アレルギー除去食や代替食を提供しています。

今後も引き続き、関係者間で問題意識を共有し、協力体制を強化していくことが重要です。

【防災教育の状況】

東日本大震災や近年各地で多発している洪水や土砂災害等の教訓を踏まえ、学校の地理的条件に応じた安全計画や防災マニュアル等の見直しを図っています。また、避難訓練については、より実践的な内容となるように、保護者や関係機関と連携し、様々な条件下での訓練を実施しています。

今後も、防災教育に関する教職員研修の充実を図るとともに、子ども自らが危険な場所や状況を予測・回避し、適切な避難行動ができるよう、発達の段階に応じた指導の工夫に努める必要があります。

避難訓練の実施状況 (校)

年間実 施回数	小　学　校			中　学　校		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2回	1	2	5	17	20	14
3回	27	31	27	5	4	8
4回	10	7	6	2	0	2
5回	4	2	4	0	0	0

(出典) 秋田市教育委員会：「防災教育年間指導計画」

避難訓練の想定内容 (校)

項　目	小学校	中学校
地震	42	24
火災	39	24
津波	14	7
土砂崩れ	6	3
洪水（河川氾濫）	10	7

(出典) 秋田市教育委員会：令和3年度「教育経営に関する調査」

第IV章 「施策の方向性と今後の展開」

秋田市教育ビジョン体系図

本市教育の目指す姿の実現に向け、各目標のもとに施策の方向性を定め、今後取り組むべき施策を体系として表します。

目指す姿	目 標	施策の方向性
あきだの未来をともにつくりともに生きる「自立と共生」の人づくり	【目標1】 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実	1 豊かな人間性の育成
		2 確かな学力の育成
		3 健やかな心と体の育成
		4 今日的な課題に対応した教育の充実
		5 教育の質を高める体制の充実
		6 高等学校教育の充実
【目標2】 生涯を通して学び、個性と能力を高める教育の充実	1 学習支援体制の充実	
	2 学習機会の充実	
	3 学習成果の活用支援	
	4 地域コミュニティづくりの推進	
	5 読書活動の推進	
【目標3】 将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備	1 良好的な教育環境の整備	
	2 安全安心な教育環境の整備	

施 策	ページ
1 道徳教育の充実	54
2 人間関係を築く力の育成	55
3 郷土に根ざしたキャリア教育の充実	55
4 読書活動の充実	56
1 学習指導の充実	57
2 I C Tを活用した教育の推進	58
3 グローバル化に対応した教育の推進	59
1 保健教育の充実	60
2 体力の向上	61
3 食育の推進	61
1 いじめ問題への対応	63
2 不登校児童生徒への支援の充実	63
3 特別支援教育の充実	64
4 情報モラル教育の充実	65
5 防災教育の充実	66
1 教職員研修の充実	68
2 系統性・連続性を踏まえた教育の充実	68
3 家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実	69
4 教員の働き方改革の推進	69
1 秋田商業高等学校の教育の充実	70
2 御所野学院高等学校の教育の充実	71
3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実	71
1 多様な団体等との連携・協働の推進	72
2 各種学習情報の発信の充実	72
1 ライフステージに応じた学習機会の充実	73
2 新しい学習環境の充実	74
1 学習成果の適切な評価と活用の推進	75
2 地域への学習成果の還元の推進	75
1 学びを通じたネットワークづくりの推進	76
1 図書館サービスの向上	77
1 学校の適正配置	78
2 I C T環境の充実	79
3 児童生徒の実情に応じた学びの支援	79
1 校内や通学路等の安全確保	80
2 安全安心で安定的な学校給食の提供	81
3 教育施設の整備	81

第Ⅳ章 施策の方向性と今後の展開

【目標1】志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ 教育の充実

施策の方向性1 豊かな人間性の育成

求められる取組

複雑で変化の激しい現代社会において、子どもたちが自立し、他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、生命を尊重する心、感動する心などを培うことを通して、豊かな人間性をはぐくむことが重要です。

今後の展開

人としてのあり方について考えを深め、人生をよりよく生きるための力をはぐくむことができるよう、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

また、望ましい集団活動を通して自分の役割を果たす態度や互いのよさを認めあって協力する態度など、よりよい人間関係を築こうとする力をはぐくむ活動の充実に努めるとともに、感性を磨き、創造する力を培う読書活動の充実や、自らの生き方を考え、地域や社会とのつながりを実感するキャリア教育の充実に努めます。

1 道徳教育の充実

○子どもたちが命の尊さを知り、善悪を判断する力や他者を思いやる心、自らを律する心など、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

○自己を見つめ、人としてのよりよい生き方やあり方について深く考え、語り合う、「特別の教科 道徳（道徳科）」の充実を図ります。

○学校・家庭・地域が共通理解を図り、連携して子どもの道徳性をはぐくむ取組の充実に努めます。

【主な取組】

- ・各教科や学校行事等との関連を図った道徳教育の推進
- ・道徳科の授業力向上を図る学校訪問指導の充実
- ・道徳教育に関する情報発信や学校運営協議会等での協議、地域人材の活用など、学校・家庭・地域が一体となって道徳性をはぐくむ取組の推進

2 人間関係を築く力の育成

- 自分や相手のよさを理解し大切にする態度や、進んで他者と関わろうとするコミュニケーション能力をはぐくむため、互いに心が通い合う学級づくり・集団づくりに取り組みます。
- 他者と協働することの大切さや、人の役に立つことへの喜びなど、子どもが人ととの絆のすばらしさを実感する学習や集団活動、体験活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・人間関係を築く力や自己有用感^{※37}をはぐくむ授業づくり・集団づくりの推進
- ・Q－U調査^{※38}や「ふれあいノート^{※39}」等の活用による学級づくりの推進
- ・「人と人との絆」のすばらしさを実感し、様々な人と協働する態度をはぐくむ体験活動の充実
- ・学校間の交流を推進する「はばたけ秋田っ子」教育推進事業の実施

※37 自己有用感

人の役に立った、人から感謝された、人から認められた等、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価

※38 Q－U調査

学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定するもの。いじめや不登校の早期発見、学級崩壊の予防、よりよい学級集団づくり等に活用することができる。本市では平成25年から小学校5年生と中学校2年生を対象に実施。

※39 ふれあいノート

個々の子どもと教員間で日常的に交わされるノート等。信頼関係の構築を目的とし、一人ひとりに応じた助言や励ましを行う。

3 郷土に根ざしたキャリア教育の充実

- 学ぶ目的や学びを続けることの意義について理解を深める指導に努めます。
- 地域や家庭と連携を図りながら、自己と他者、社会とのつながりを実感する啓発的な体験活動の充実に努めます。
- ふるさとへの愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的に関わろうとする態度をはぐくむため、郷土の歴史や文化、自然などについて理解を深める学習や、地域に貢献する人材を活用した学習の充実に努めます。

【主な取組】

- ・学ぶことの意義や社会生活、職業などとの関連を重視し、各教科等の学習を関連付けた指導の充実
- ・地域や家庭と連携した啓発的な体験活動等の推進
- ・地域の企業等の協力を得て行う職場体験の実施
- ・小学校3年生用社会科副読本「わたしたちの秋田市」の作成と活用の推進
- ・郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実

4 読書活動の充実

○子どもたちが読書活動を通して感性や創造力を豊かにし、生涯にわたって読書に親しむことができるよう、学校図書の環境整備・充実に努めるとともに、多様な本にふれる機会の提供など、読書習慣の定着と読書意欲の向上を図ります。

【主な取組】

- ・学校図書の整備
- ・学校図書館の効果的な活用を推進する学校訪問指導や研修の充実
- ・魅力ある図書館運営を促進する学校司書の派遣



施策の方向性2 確かな学力の育成

求められる取組

グローバル化や情報化の進展など複雑で変化の激しい現代社会に、子どもたちが主体的に関わり、よりよい社会を創っていくためには、一人ひとりが、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自ら課題を見つけ、主体的によりよく問題を解決する資質・能力や、多様な考え方を尊重する態度などを、他者との協働的な学習を通して育成することが求められています。

今後の展開

社会の変化に向き合い、自ら新しい社会を創造する子どもの育成を目指し、これまで取り組んできた互いに学び合う問題解決型の学習機会の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び^{※40}」の実現を目指した授業改善に努めます。

また、ICTを活用した授業の充実を図り、情報活用能力の育成に取り組みます。

さらに、様々な文化や価値観にふれることで考え方を深めるとともに、たくさんの人の関わりを通して、他者と協働する力を培います。

※40 主体的・対話的で深い学び

子ども自身が学ぶことの喜びや意義を実感し、他者との協働を通して考え方を広げ深めたり、身に付けた知識を関連付けてより深く理解したりする学び

1 学習指導の充実

- 一人ひとりの学習状況を把握し、個に応じた指導の充実に努めます。
- 意欲を高め、見通しを持って学ぶことができるよう、単元・題材の構成や導入の工夫、身に付いた力が実感できる振り返りなどの工夫に努めます。
- 基礎・基本の定着を図るため、身に付けさせたい力を明確にし、指導過程や学習形態の工夫に努めます。
- 主体的に課題を設定し、解決するために必要な情報を収集・蓄積するとともに、知識や技能の活用を図ることで、思考力・判断力・表現力をはぐくむ授業の構築に努めます。
- 情報を他者と共有し、互いの考え方の共通点や相違点を理解しながら、学び合いを通して課題を解決していく場を設定するなど、協働的な学習の充実を図ります。

【主な取組】

- ・確かな学力をはぐくむ授業づくりを目指す学校訪問指導の充実
- ・本市児童生徒の学力の状況を把握する基礎学力調査^{※41}の実施と、全国学力・学習状況調査と関連させた指導資料の作成および活用
- ・学校の課題解決に向けた校内研修への支援
- ・全市一斉授業研究会^{※42}の実施

※41 基礎学力調査

小学校5年生（国、社、算、理）と中学校2年生（国、社、数、理、英）を対象に平成6年から実施している本市独自の学力調査

※42 全市一斉授業研究会

秋田市内の教職員が、教科ごとに一堂に会して行う授業研究会。教職員の授業力向上と学校教育の活性化を目的として、平成22年度から実施している。

2 ICTを活用した教育の推進

- 各教科等において効果的なICT機器の活用を図り、児童生徒の情報活用能力をはぐくみます。
- 教職員研修や指導主事等による訪問研修などにより、教職員のICT活用のスキル向上を図ります。

【主な取組】

- ・ICT機器を活用した授業の指導計画および事例集の作成と活用の推進
- ・教職員研修や指導主事の訪問研修等による教職員の活用スキルの向上
- ・遠隔授業、オンライン授業の実践研究



3 グローバル化に対応した教育の推進

○各教科等において、多様な文化や価値観、生き方にふれ、広い視野から課題を探究する学習活動の充実を図るなど、異文化を理解し、様々な人々と協働して社会を創ろうとする資質や能力をはぐくみます。

○グローバル社会に対応した英語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。

【主な取組】

- ・異文化の理解を促すALTとの交流活動の充実
- ・外国語活動、外国語科の授業力向上および英語力向上を図る研修の充実
- ・英語によるコミュニケーションに親しむイングリッシュスクール^{※43}の実施
- ・多様な背景を持つ外国人児童生徒への支援の充実

※43 イングリッシュスクール

小・中学生を対象として、ALTを活用した英語の特別授業を実施したり、小・中学校教員の英語力の向上を図る研修会を開催したりする事業



施策の方向性3 健やかな心と体の育成

求められる取組

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、全国的に子どもたちの体力の低下や生活習慣の乱れなどが指摘されている中、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送ることのできる態度や能力を身に付けさせることが求められています。

今後の展開

心身の健康づくりのため、自ら健康な生活を送ろうとする力を培う保健教育、体を動かすことの楽しさや喜びを実感する体育学習、豊かな食生活を主体的に営むための食育の充実を図ります。

1 保健教育の充実

- 健康の保持増進のために、身近な健康課題を解決する学習活動の充実に努め、子どもたちの規則正しい生活習慣の意識化を図ります。
- 子ども一人ひとりが自分自身を肯定的に捉え、自信を持てるよう自己有用感をはぐくみ、自尊感情を高める指導や支援に努めます。
- 心身の健康や多様性などについて、一人ひとりの状況に応じた指導の充実や子どもの心に寄り添った支援に努めます。

【主な取組】

- ・自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送るための基礎を培う保健教育の充実
- ・一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援と個別の保健指導の充実
- ・小学校用副読本「わたしたちの健康」の作成と活用の推進
- ・小・中学校におけるフッ化物洗口事業の実施
- ・秋田市学校保健会^{※44}による、ひまわり健康家族教室^{※45}や秋田市学校保健大会^{※46}の開催

※44 秋田市学校保健会

本市における学校保健の振興を図り、児童生徒ならびに教職員の健康保持増進、福利厚生の発展に寄与することを目的として、昭和53年6月に学校保健関係者等により構成し、設置した組織

※45 ひまわり健康家族教室

市内小学校の低学年児童を対象に、保健教育や調理実習を通して、健康のための基本的な知識を身に付けるために行う家族参加型教室

※46 秋田市学校保健大会

学校教職員、学校医、PTA関係者等を対象に、生涯にわたり心身ともに健康で、たくましく生き抜く子どもの育成のために、学校保健に関する当面の諸問題について研究協議を行う大会

2 体力の向上

○子ども一人ひとりの体力や運動能力の実態を踏まえ、体を動かすことの楽しさを実感させるとともに、思い切り体を動かす時間を確保したり、主体的に活動できるような場の設定を工夫したりするなど、日常的に運動に親しむ環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・生涯にわたってスポーツに親しむ態度をはぐくむ体育学習の充実
- ・体力の向上や体育学習の授業改善を図る指導資料の作成と活用の推進
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた指導改善
- ・小学校地区別陸上運動記録会の実施
- ・中学校部活動外部指導者派遣事業^{※47}の実施

※47 中学校部活動外部指導者派遣事業

部活動の専門的な技術指導者を必要とする中学校に対し、技術指導に堪能な外部の指導者を派遣する事業

3 食育の推進

○生涯にわたって健全な食生活を送ることができるように、望ましい食習慣の定着を図るとともに、食への感謝の気持ちや郷土の食文化への誇りをはぐくむため、学校給食を活用した食に関する指導や、健康に関する個別指導および家庭・地域と連携した取組の充実に努めます。

【主な取組】

- ・豊かな食生活を主体的に営むための食育の充実
- ・学校給食献立作成委員会^{※48}による食育の推進に資する献立の作成
- ・秋田の農産物のよさを実感できる「まるごと秋田を食べよう給食^{※49}」の実施
- ・秋田の食の豊かさを実感できる食育体験活動事業の実施
- ・秋田の食文化への理解を深める郷土料理づくり講座等の実施
- ・栄養教諭・学校栄養職員の未配置校をサポートする食育ネットワーク^{※50}の充実
- ・食育の推進に向けた学校訪問の充実

※48 学校給食献立作成委員会

児童生徒の栄養管理を目的に、小・中学校の学校給食の献立を作成する委員会

※49 まるごと秋田を食べよう給食

学校給食に地場産農産物を使用したり、郷土料理を献立に取り入れたりすることで、子どもたちにふるさと秋田のよさや食の豊かさを実感させるとともに、郷土愛をはぐくむことを目的に行う給食。市内産農産物が豊富な11月に実施している。

※50 食育ネットワーク

複数校がグループとなり、食育や学校給食の運営等に関する情報交換を行うことができる担当職員間のネットワーク

施策の方向性4

今日的な課題に対応した教育の充実

求められる取組

いじめや不登校の件数は年々増加し、その態様も多様化しており、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が求められています。また、SNS等を介して子どもたちが犯罪等に巻き込まれる事案が発生するなど、ネット利用のあり方が社会的な問題となっており、学校においても、子どもたちの情報リテラシーを高めるとともに、情報モラル教育を充実させる必要があります。

特別支援教育においては、インクルーシブ教育システム^{※51}構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに認め合い共に生きていこうとする態度をはぐくむことが求められています。

防災教育においては、東日本大震災や、近年、各地で甚大な被害をもたらしている洪水および土砂災害等の教訓を踏まえ、子どもたちに自らの命を守る力を身に付けさせるとともに、災害発生時に迅速な避難行動ができる体制を整えておく必要があります。

今後の展開

いじめや不登校への対応については、子どもの心に寄り添った生徒指導の充実や、子どもたちの主体的な活動の推進に努めるとともに、校内指導体制を整え、組織的かつ迅速な対応を図ります。

ネットトラブルの防止については、トラブルを回避する知識や技能に加え、ネット利用時のルールやマナーを子どもたちに身に付けさせる指導の充実に努めます。

特別支援教育については、子ども一人ひとりの状況等に応じ、よりきめ細かな指導や支援に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに認め合い、共に生きていこうとする態度をはぐくみます。

防災教育については、災害から子どもたちを守るため、自ら危険を予測し回避する力を身に付けさせる指導の充実に努めるとともに、学校防災マニュアル^{※52}等の不断の見直しを行うなど、日ごろから災害の発生に備えた体制づくりを推進します。

※51 インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮（P47 ※34参照）が提供されること等が必要とされており、国連の「障害者の権利に関する条約」第24条に規定されている。

※52 学校防災マニュアル

自然災害への対応を、事前・発生時・事後の3段階ごとに整理して、各学校で作成するマニュアル

1 いじめ問題への対応

- いじめの未然防止を図るため、「秋田市いじめ防止基本方針」に基づき、子ども一人ひとりに「いじめは決して許されない行為である」ことの理解を促し、子ども主体のいじめ防止の取組を推進します。
- いじめの早期発見、早期解決を図るため、些細な兆候であっても、軽視することなくいじめを認知するとともに、いじめを認知した際には、校内のいじめ対策委員会による明確な対応方針のもと、保護者と連携を図りながら、迅速かつ丁寧な対応に努めます。

【主な取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針」に沿った組織的で細かな対応の推進
- ・いじめ問題についての理解を深め、組織的な指導体制づくりを推進する研修の充実
- ・児童会、生徒会を主体とした「いじめの起こりにくい学校づくり」に向けた活動の推進
- ・秋田市いじめ対策委員会^{※53}や関係機関と連携したいじめ防止対策の充実

※53 秋田市いじめ対策委員会

本市のいじめ防止の取組および解決困難ないじめ事案が発生した際の対応等に関し公正かつ客観的な立場から意見を述べるとともに、必要に応じて、第三者機関として、独自の調査や当事者間の調整を行う組織。医師、弁護士、人権擁護委員、学識経験を有する者の委員6名以内をもって組織する。

2 不登校児童生徒への支援の充実

- 不登校の未然防止を図るため、人間関係を築く力はぐくむ集団づくりや、自己有用感を実感できる授業づくりを行うとともに、保護者等と連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況や発達の特性に応じた支援の充実に努めます。
- 不登校対応コーディネーター^{※54}を中心とした組織的な取組を推進するとともに、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、関係機関等を効果的に活用した教育相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

- ・人間関係を築く力や自己有用感等をはぐくむ授業づくり・集団づくり
- ・不登校対応コーディネーターを中心とした組織的な対応
- ・スクールカウンセラーや広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による教育相談および保護者支援体制の充実
- ・適応指導教室「すくうる・みらい」の運営
- ・引きこもり傾向の児童生徒を支援するフレッシュフレンド^{※55}の派遣
- ・タブレット端末等を活用したオンラインでの支援の推進
- ・保護者同士が語り合う「心のふれあい相談会^{※56}」の開催
- ・不登校児童生徒への組織的・計画的な対応を支援する学校訪問等の実施

※54 不登校対応コーディネーター

不登校児童生徒に対して組織的に対応する際の中核となる職員。支援方針の決定、協力体制づくり、関係機関との連携に関する調整等を担う。

※55 フレッシュフレンド

不登校およびその傾向をもつ児童生徒に対して、学校と連携を図りながら、家庭に派遣する学生。人間的なふれあいを深めることを中心に、共に遊びや学習等様々な活動・体験を行う。

※56 心のふれあい相談会

専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。

3 特別支援教育の充実

- 子ども一人ひとりの状況や教育的ニーズを踏まえ、個別の教育支援計画や指導計画に基づき、全校体制できめ細かな支援の充実を図るとともに、障がいの状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに認め合い共に生きていくための基盤づくりとなる交流及び共同学習^{※57}の充実を図ります。

【主な取組】

- ・特別支援教育コーディネーター^{※58}を中心とした組織的な対応の促進
- ・子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る学校訪問指導や研修の実施
- ・学級生活支援センター、日本語指導支援センター、学校行事等支援センター^{※59}の派遣
- ・学校行事、教科等の学習や地域行事における交流及び共同学習の推進

※57 交流及び共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくみ、教科等のねらいを達成させることを目的に、通常の学級と特別支援学校、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校間、特別支援学級と地域等で行われる活動

※58 特別支援教育コーディネーター

児童生徒の適切な支援のために、組織的に対応する際の中核となる職員。すべての特別支援学校および小・中学校において、校務分掌に明確に位置付けることとなっている。

※59 学校行事等支援センター

特別な支援を必要とする児童生徒が校内外の学校行事等に参加する際、学校の要望により必要に応じて児童生徒の支援を行う者

4 情報モラル教育の充実

- 複雑化、深刻化するネットトラブルを防止するため、トラブルを回避する知識や技術の指導の充実を図るとともに、情報に関する自他の権利を尊重し、ルールやマナーを守ろうとする態度をはぐくみます。
- トラブルの未然防止に向け、学校と家庭、地域が連携した啓発活動に取り組みます。

【主な取組】

- ・道徳科をはじめとする各教科等の指導内容と関連付けた情報モラル教育の推進
- ・ネットトラブルの現状と課題を把握し、ネット利用のあり方やトラブルへの対応について理解を深める研修の充実
- ・学校と家庭が連携したネットトラブル防止に向けた共通実践の推進
- ・ＩＣＴ活用推進委員会による実践資料の作成と活用の推進

5 防災教育の充実

- 災害に関する学習や防災訓練等を通して、正しい知識や対応方法を身に付けさせ、自分の命を守り安全を確保する力の育成に努めます。また、災害時に互いに協力し、助け合おうとする態度をはぐくみます。
- 学校や地域の実情を踏まえた「学校安全計画^{※60}」や「学校防災マニュアル」を策定するとともに、不断の見直しを行い、常に災害発生に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

【主な取組】

- ・災害時において的確に行動する力を培う防災教育の充実
- ・学校、家庭、地域が連携した合同避難訓練、引き渡し訓練等の実施
- ・気象台や消防署等、専門的な知識を有する関係機関と連携を図った防災教室の開催
- ・地理的条件等を踏まえた実効性のある「学校安全計画」や「学校防災マニュアル」等の見直し

※60 学校安全計画

「学校保健安全法」により規定されている学校の安全に関する計画。学校の施設設備の安全点検や児童生徒に対する安全指導、教職員研修などを記載している。



施策の方向性5 教育の質を高める体制の充実

求められる取組

子ども一人ひとりに、生きる力をはぐくとともに、学校が抱える多様な教育課題に対応することができるよう、教職員の総合的な人間力と教育の専門家としての確かな力量を高めることができます。

また、学校段階間での連携および学校と家庭、地域、関係機関との連携により、子どもの成長を支える体制の一層の充実を図ることが求められています。

さらに、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育を提供するため、学校における働き方改革を推進することが必要です。

今後の展開

教職員研修については、教職キャリア指標^{※61}に応じた研修に加え、様々な教育課題に対応する力を身に付けるための研修を推進するとともに、学校経営への参画意識を醸成し、校内の組織力を高める研修会、ICT活用のスキルや授業力の向上を目指した実践的な研修や授業研究会等の充実に努め、教職員の専門性や資質・能力の向上に取り組みます。

学校段階間連携については、連續性と系統性を踏まえ、発達の段階に応じたきめ細かな学習指導の充実や、学校間における交流活動を通した豊かな心の育成に努めます。

また、地域全体で子どもをはぐくむ体制の充実を図るため、学校運営協議会の活性化に努めるなど、地域との連携を一層推進するとともに、関係機関や外部人材を積極的に活用するなど、組織的に子どもたちを育てていく体制の強化に取り組みます。

学校における働き方改革については、勤務時間への意識を高める取組を推進するとともに、各校の多忙化防止計画に基づく業務改善や外部人材の積極的な活用により、業務の負担軽減を図ります。

※61 教職キャリア指標

教員等が主体的に資質・能力の向上を図る際、教職のキャリアステージ全体を見通し、自らの職責、経験、適性等に応じて、効果的・継続的な研修を行うための目安となるものとして、秋田県教育委員会が策定した指標

1 教職員研修の充実

- 教職員として求められる資質・能力の向上を図るため、教職キャリア指標に応じた体系的な研修や、喫緊の教育課題に対応する能力を高める研修の充実に努めます。
- 授業力の向上を図るため、体験型、問題解決型の研修に加え、互いの指導技術を学び合う授業研究会を実施するなど、研修内容の充実を図るとともに、校内研修の充実のための支援に努めます。

【主な取組】

- ・教職キャリア指標に応じた体系的な研修の充実
- ・学校経営や校務分掌上の職務遂行のために必要な資質・能力の向上を図る職務別研修の充実
- ・教科等における指導力の向上を図る専門研修の充実
- ・多様な教育課題の解決に必要な資質・能力を身に付け、学校教育の活性化を図る課題別研修の実施
- ・ＩＣＴ活用スキルなど、喫緊の教育課題への対応に必要な資質・能力の向上を図る特別研修の実施
- ・若手教員や中堅教員の育成を目指した教職員研修の充実
- ・授業改善をねらいとした全市一斉授業研究会の実施
- ・（再掲）学校の課題解決に向けた校内研修への支援

2 系統性・連続性を踏まえた教育の充実

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導を行うため、子ども同士の交流機会や、幼保小の教員・保育士による合同研修会などの充実に努めます。
- 子ども一人ひとりが安心して小学校生活を始め、自信や意欲を持って活動することができるよう、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に努めます。
- 小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導を行うため、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、系統性と発展性のある学習指導や、小・中学生がふれあいの中で豊かな人間関係をはぐくむ交流活動を実施するなど、中学校区における小学校の設置状況や学校規模に応じて、小中一貫した考えに立った教育活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・幼児期の教育と小学校教育との連携のあり方について学ぶ研修の充実
- ・幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図る取組の充実
- ・一貫性と発展性のある学習指導など、小中一貫した考えに立った教育の推進
- ・中学校区における小学校の設置状況や学校規模に応じた取組の推進

3 家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実

- 学校と家庭・地域・関係機関等が相互に連携し、目指すべき子どもの姿や学校の経営方針を共有して子どもの成長を支える体制の強化に努めます。
- 子どもたちの学びや心身の健康等を支えるために、関係機関や外部人材を積極的に活用し、専門的な視点から子どもを支援する体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・学校と地域をつなぐ学校運営協議会の効果的な活用の推進
- ・学校と家庭、地域の連携を推進する「絆づくり教育プラン」の充実
- ・生徒指導や健康・安全部面における外部関係機関との連携の促進
- ・スクールカウンセラーや中学校部活動における外部指導者など、外部人材の効果的な活用の推進
- ・（再掲）郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実

4 教員の働き方改革の推進

- 教員が心身ともに健康で子どもたちと向き合うため、各校の多忙化防止計画に基づいた業務改善を着実に実施するとともに、勤務時間に対する意識の向上に取り組むなど、教員の働き方改革の推進に努めます。
- 教員の負担軽減を図るため、部活動指導や児童生徒を支援する外部人材の充実に努めます。

【主な取組】

- ・各校の多忙化防止計画に基づく業務改善等の推進
- ・各校の勤務状況の把握、分析と勤務時間の改善に向けた方策の検討
- ・部活動指導員^{※62}や学級生活支援センターなど、学校を支援する人材の派遣

※62 部活動指導員

中学校において、単独で部活動の技術指導や大会への引率を行うことができる職員

施策の方向性6 高等学校教育の充実

求められる取組

グローバル化や情報化の急速な進展に伴い、多様化、複雑化した現代社会においては、次代を担う若者がそれぞれの個性や能力を存分に發揮し、自立した人間として他者と協働しながら、社会に積極的に参画し、貢献しようとする態度をはぐくむことが求められています。

このような中、高等学校教育においては、生徒の能力や適性を認め、伸ばし、多様な進路希望に対応した特色ある学校づくりに取り組む必要があります。

今後の展開

各校においては、地域社会の形成に主体的に参画する資質や能力を高め、本市の将来を担う人材を育成する市立高等学校等の役割を踏まえ、生徒一人ひとりの個性の伸長を図るとともに、地域との関わりを重視した教育課程を実施するなど、各校の特色を生かした教育の充実に努めます。

1 秋田商業高等学校の教育の充実

- 本県唯一の商業高等学校として、地域に貢献できる人材を育成するため、「ビジネス実践」の更なる充実を図るとともに、文武両道の伝統校として心身の鍛磨に努めます。
- 学習成果を地域社会に積極的に発信するほか、会計・情報・流通経済の各コースにおける資格取得を目指した専門科目の指導の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・「AKI SHOP」や「キッズビジネスタウン」、「エコロジカル（生態系保全）ビジネス」など、地域と連携したビジネス実践の充実
- ・資格取得を目指した専門科目の指導の充実
- ・起業意欲の醸成に向けたO B等を講師とした講話会等の開催
- ・社会人としての基礎力を身に付け、豊かな人間形成を図る部活動の充実
- ・進学や就職など幅広い希望に対応した進路指導の充実



2 御所野学院高等学校の教育の充実

○連携型中高一貫教育校として、一人ひとりの個性や能力の伸長を図るとともに、国際感覚を身に付け、郷土を愛し、発展に寄与しようとする人材の育成に取り組みます。

○連携型中高一貫教育校の特長を生かし、表現科、郷土学、中高合同体験活動など、特色ある教育活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ・「表現科」や「郷土学」、中高合同体験活動など、特色ある教育活動の充実
- ・交流授業や「イングリッシュ・ビレッジ」への参加など、国際教養大と連携した英語学習の充実
- ・自己の生き方について考えを深め、自己実現を目指して学び続ける生徒の育成を図るキャリア教育の充実
- ・生徒一人ひとりの希望に応じたきめ細かな進路指導の充実

3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実

○美術系の高等課程をもつ公立の専修学校として、秋田公立美術大学と連携した高度な専門教育を実践するとともに、時代の要請に応じた教育内容の充実を図り、人間性と専門性を磨き、社会・地域・文化に貢献できる人材の育成に努めます。

○大学入学資格付与指定の専修学校として、専門教育とともに各教科の指導の充実に努め、幅広い進路の実現を支援します。

【主な取組】

- ・生徒作品展「明日のクリエーターたち」など、学習成果を広く発信する機会の充実
- ・地域社会と連携した制作活動の推進
- ・制作活動を通した小学校等との交流活動の推進
- ・秋田公立美術大学との連携・協力による専門性を高める学習活動の推進
- ・美術・工芸・デザインの専門性を生かした進路希望の実現に向けた指導の充実



【目標2】生涯を通じて学び、個性と能力を高める教育の充実

施策の方向性1

学習支援体制の充実

求められる取組

市民の高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、幅広い分野での学習活動に対応できる支援体制が求められています。

また、学習活動への関心を高めるためには、各種情報を広く効果的に周知することが重要となっています。

今後の展開

市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、市民協働による「学び」の推進体制の充実に努めます。また、市民の学習意欲を高める各種学習情報の提供に努めます。

1 多様な団体等との連携・協働の推進

- 高等教育機関や関係機関等が持つ高い専門性や幅広い分野でのノウハウを生かし、社会教育・生涯学習事業を推進します。
- 地域の団体やサークルなどの学習活動を支援し、様々な分野での学習活動の活性化を推進します。
- 生涯学習奨励員による学習相談など活動の充実を図り、市民の「学び」に対する意識の醸成や事業への参加を促します。

【主な取組】

- ・高等教育機関や民間企業等と連携した講座等の実施
- ・地域の団体等が自主的に企画する学習活動の支援
- ・生涯学習奨励員による相談活動の充実

2 各種学習情報の発信の充実

- 各種学習に関する情報が、十分に届くよう様々な媒体を活用して周知に努め、学習活動の促進を図ります。

【主な取組】

- ・ホームページや生涯学習ガイド等による各種講座やサークル等の情報提供
- ・SNSを活用した学習情報の発信
- ・広報誌等を活用した学習情報の周知

求められる取組

人口減少・少子高齢化など社会環境が変化する中、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上にその役割を果たすことが期待されています。

また、人生100年時代の到来が予測されている中、生涯にわたっていきいきと充実した生活を送るために、ライフステージに応じた学習が大切であり、そのための環境づくりが求められています。

今後の展開

市民一人ひとりが充実した学習活動ができるよう地域資源や施設の特性を生かし、個々の学習ニーズと社会の要請に応じた魅力ある学習機会の提供に努めます。

1 ライフステージに応じた学習機会の充実

- 乳幼児期から高齢期にわたる「学び」の機会の更なる充実を図るとともに、現代的課題や地域課題に取り組むなど社会の変化に対応した「学び」の機会を提供します。
- 若年層が学びやすい体制づくりと事業内容の充実に努め、様々な知識の習得や学習への参加を支援します。
- 太平山自然学習センターや自然科学学習館においては、様々な体験学習を実施し、青少年の健全育成や市民の生涯学習の推進に努めます。

【主な取組】

- ・乳幼児、青少年、成人および高齢者の各ライフステージに対応した内容の学級・講座等の実施
- ・新しい生活様式やライフステージに対応したオンライン講座等の実施
- ・現代的課題や地域が抱えている課題などを学習テーマとした事業の実施
- ・太平山自然学習センターにおける、豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者まで各世代が野外活動や集団生活、ものづくりなどを体験する学習機会の提供
- ・自然科学学習館における、身近な科学的事象を題材とした企画の充実を図り、不思議や驚きの発見を促し、科学的な見方・考え方を広げるための展示やワークショップなどの体験学習の実施
- ・受講者アンケートの結果を反映した事業の実施

2 新しい学習環境の充実

○デジタル化の推進や新型コロナウィルス感染症等に対応するため、ＩＣＴを活用した市民が利用しやすい学習環境の整備・充実に努めます。

【主な取組】

- ・プログラミングやスマートフォンなどＩＣＴの活用について学ぶ講座等の実施
- ・（再掲）新しい生活様式やライフステージに対応したオンライン講座等の実施



求められる取組

学習者が意欲を持って学び続けるためには、学習を通して身につけた知識・技能や経験を、地域社会での活動に生かすことが重要です。これまでの学習をさらに深め、学習成果を地域に還元する体制づくりが必要となってきます。

今後の展開

学習者の学習意欲を高めるため、サークル活動等を発表する機会を提供するとともに、学習成果を社会参加や社会貢献活動として生かせる環境の充実に努めます。

1 学習成果の適切な評価と活用の推進

○市民が自ら学習した成果を実感し、学習意欲の更なる向上を目指して学習に取り組める環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・学習者自らが学習履歴を記録する「生涯学習手帳^{※63}」の活用を推奨
- ・学習した内容を自己評価できる機会の提供

※63 生涯学習手帳

秋田県が作成した、学習や活動の積み重ねを記録する手帳。県や市町村のほか、大学・短大・N P Oなどが主催する講座等の記録にも活用でき、学習単位の認定や称号の授与の制度と併せて、学習成果を評価し、生かすことができる。

2 地域への学習成果の還元の推進

○学習意欲の向上につながるよう学びの成果を発表できる機会の充実に努めるとともに、学習者が主体的に成果を生かすことができる環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・「市民サービスセンターまつり」等における、学習成果の発表機会の提供
- ・子どもや高齢者等が歴史や文化、まつりなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施
- ・学習者がボランティアとして活動できる機会の提供

施策の方向性4

地域コミュニティづくりの推進

求められる取組

社会教育を通して自らの個性や能力を高めるとともに、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげ、地域を活性化させることが求められています。

家族や地域の絆を深め、地域活動を活性化させるためには、地域活動を支える人材の育成や、学校・家庭・地域の連携を強化し、家庭や地域の教育力を向上させることが必要となってきます。

今後の展開

学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、地域で行っている各種学習活動を支援することにより、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

1 学びを通じたネットワークづくりの推進

○地域に根ざした活動の支援や地域と学校が連携した事業等の実施により、家族・地域の絆づくりに努め、地域コミュニティづくりを推進します。

【主な取組】

- ・野外活動やものづくりなどを通して、親子がふれあい、絆を深める「親子体験活動事業」の実施
- ・学校と連携した、地域における伝統文化の伝承活動等の実施
- ・家庭・地域の教育力を向上させる家庭教育学級等の実施
- ・学びへの参加のきっかけづくりや地域の学びと活動を活性化する人材の育成
- ・（再掲）子どもや高齢者等が歴史や文化、まつりなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施
- ・（再掲）学習者がボランティアとして活動できる機会の提供

施策の方向性5

読書活動の推進

求められる取組

市民の生涯にわたる読書活動を推進するために、一人ひとりのライフステージやライフスタイルの多様性に応じた読書環境を整備していくことが求められています。

今後の展開

図書館においては、従来のサービスはもとより、図書館システムやWEB上の情報検索環境の更新や電子書籍の導入など、ICTを活用しながら、市民がより利用しやすい図書館の実現に取り組みます。

1 図書館サービスの向上

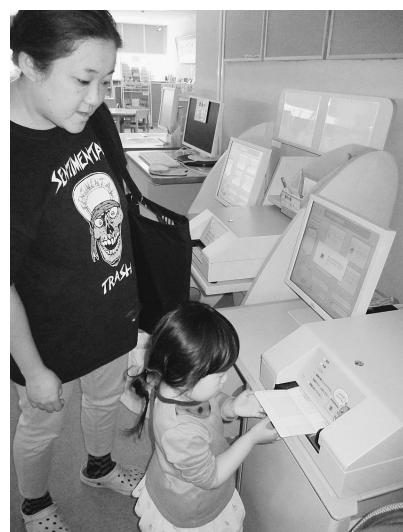
○幅広い分野で多様な形態の図書館資料を収集していくとともに、市民一人ひとりのニーズや地域の課題に対応した各種事業を創出するほか、市民が必要とする各種情報を利活用しやすい環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・図書資料や電子書籍などの整備・充実
- ・レファレンス、各種講座や資料展示、「かぞくぶっくぱっく」や「読書の記録帳^{※64}」など各種事業による多様な読書活動の支援
- ・蔵書検索予約システムやWEBなどICTを活用した読書環境の整備
- ・移動図書館や配本事業のほか、非来館型利用への対応策の検討

※64 読書の記録帳

小学生以下の子どもが借りた本の履歴を印字する通帳型の記録帳。子どもの読書意欲の向上と読書習慣の定着を支援するもの



【目標3】将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備

施策の方向性1

良好な教育環境の整備

求められる取組

本市において、人口減少・少子高齢化が進行する中、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保するため、「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づき、将来の望ましい学校のあり方について、引き続き地域との協議を行い、適正配置の取組を進めていく必要があります。

また、経済的な理由や障がいなど様々な事由により学習活動が制約されることのないよう、子どもたちの実情に応じた学習環境の整備に努める必要があります。

さらに、子どもたちが、これから時代を生きていく上で、ICTを活用する力は重要であり、学校におけるICT環境の整備を図る必要があります。

今後の展開

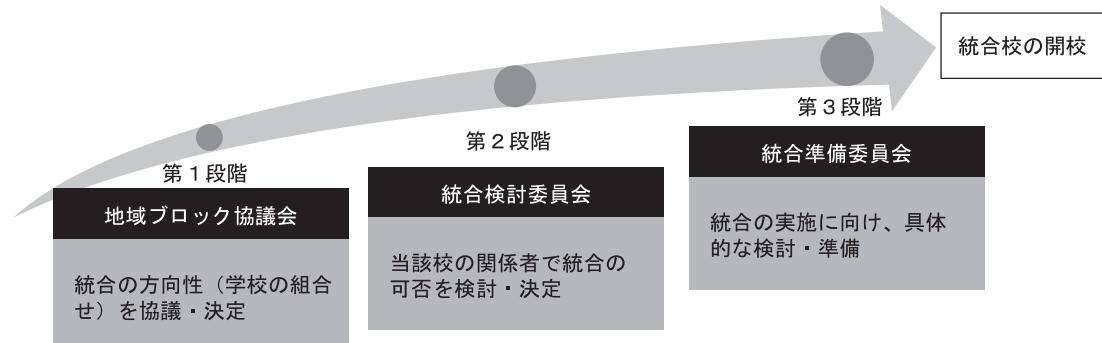
子どもたちにとって良好な教育環境を確保するため、学校の適正配置を推進するほか、経済的な支援や障がいの特性に応じた学習環境の整備に継続して取り組みます。

また、GIGAスクール構想の推進により、子どもたちが、ICTを活用して情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造する活動や、互いの考えを共有して学びあう活動を通して思考力や表現力等をはぐくみます。

1 学校の適正配置

- 児童生徒数の減少が予想される中、将来の児童生徒数を見据え、全市的な観点の下で、地域住民や保護者との十分な合意形成が図られるよう、引き続き、地域との協議を進めます。
- 統合に合意が得られた学校においては、統合前からの交流事業の実施や、統合後の学区の広域化に伴う通学手段の確保により、児童生徒の負担軽減を図ります。

地域協議のイメージ



【主な取組】

- ・「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づく地域協議の実施
- ・統合前の交流事業の実施
- ・統合後のスクールバスの運行等

2 ICT環境の充実

○GIGAスクール構想に基づき、児童生徒への1人1台のタブレット端末や大型提示装置、学習用ソフトなどを整備し、管理・運用するほか、タブレット端末を活用した学習を支援するため、小・中学校へICT支援員を配置するなど、学校におけるICT環境の整備を図ります。

【主な取組】

- ・タブレット端末や校内の通信環境等の管理・運用
- ・デジタル教材の整備・充実
- ・ICT支援員の配置
- ・臨時休校時におけるオンライン環境の整備

3 児童生徒の実情に応じた学びの支援

○経済的理由や心身の障がいなど様々な事情によって学習活動が制約されことなく、すべての児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、経済的支援や障がいの特性に応じた学習環境の整備および教材・教具の提供などに努めます。

【主な取組】

- ・教育費負担の軽減を図るための就学援助費、特別支援教育就学奨励費等の支給
- ・遠距離通学をする児童生徒の負担軽減を図るためのスクールバスの運行、遠距離通学費補助金の交付
- ・特別支援学級の設置および備品の整備
- ・学校施設のバリアフリー化など、障がいに適応した施設設備の整備

施策の方向性2

安全安心な教育環境の整備

求められる取組

全国的に子どもたちが巻き込まれる事件や事故が発生しており、本市においても、通学路等における子どもたちの安全を確保することが求められています。

また、学校給食においては、食中毒防止や食物アレルギーへの対応など、安全で安心な学校給食の提供が求められています。

さらに、子どもたちや市民の学習活動の基盤となる安全安心で快適な施設の整備に取り組む必要があります。

今後の展開

子どもたちが安全で快適に学び、安心して過ごせる教育環境の整備・充実に努めるほか、衛生管理の徹底や施設の一斉点検、アレルギー除去食や代替食の提供などにより、安全で安心な学校給食の実施に努めます。

また、学校の適正配置の進行を踏まえつつ、学校施設の計画的な老朽化対策および安全対策に取り組むほか、市民の様々なニーズに対応できるよう社会教育施設の設備充実に努めます。

1 校内や通学路等の安全確保

- 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、子どもを見守る環境の整備や地域社会との連携に努めます。
- 子どもたちが登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、PTAや町内会、見守り隊、警察および道路管理者等と協力しながら、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めます。
- 子どもたちが学校外でも安心して過ごせるよう、学校、地域、警察および防犯協会等の関係機関と連携し、安全確保の充実に努めます。

【主な取組】

- ・地域社会で子どもを見守る仕組みの構築
- ・警察署等と連携した防犯教室や教職員を対象とした防犯研修の充実
- ・スクールガード養成講習会の実施
- ・「秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会」を活用した関係機関との情報共有および通学路における合同点検の実施と危険箇所の改善
- ・「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」を活用した関係機関との情報共有および通学路における合同点検の実施と危険箇所の改善
- ・「秋田っ子まもるメール」配信による注意喚起

2 安全安心で安定的な学校給食の提供

- 学校給食における安全安心を確保するため、給食調理場の衛生管理および異物混入防止対策を徹底するとともに、品質や栄養価に配慮した食材の選定や食物アレルギーを有する児童生徒への適切な対応に努めます。
- 学校給食を持続的かつ安定的に提供するため、今後の児童生徒数の減少や給食調理場の老朽化への対応を踏まえた給食調理場のあり方を検討するとともに、調理業務の民間委託を推進します。

【主な取組】

- ・給食調理場における調理設備、調理器具の維持・更新
- ・職員研修や衛生訪問指導等の実施による関係職員の安全意識の向上
- ・異物混入防止対策の徹底
- ・物資選定委員会^{※65}の開催等による安全安心な給食物資の選定・調達
- ・学校給食支援員^{※66}の配置等による食物アレルギーを有する児童生徒への適切・確実な対応
- ・学校の適正配置等を踏まえた給食調理場のあり方の検討および調理業務の民間委託の推進
- ・学校給食における地産地消の推進

※65 物資選定委員会

学校給食で使用する食材の添加物やアレルゲン等を審査し、購入物資を選定するため、教育委員会、校長、栄養教諭、学校栄養職員、技能技師等で構成する組織

※66 学校給食支援員

栄養教諭および学校栄養職員の未配置校等における学校給食関係事務処理や食物アレルギー対応を適切に行うために配置する職員。栄養士および調理師免許等を有することを原則としている。

3 教育施設の整備

- 学校施設の機能確保および教育環境の適正な維持管理を図り、児童生徒の安全安心な学校生活を確保するため、学校の適正配置の進行を踏まえつつ、「秋田市学校施設長寿命化計画^{※67}」に基づいた学校施設の計画的・効果的な老朽化対策および安全対策に取り組みます。
- 社会教育施設については、市民が安全で快適に利用できるよう個別施設計画に基づき、適切な改修・更新に取り組みます。

【主な取組】

- ・「秋田市学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設設備の改修・更新
- ・高等学校等施設における計画的な施設設備の改修・更新
- ・社会教育施設における計画的な施設設備の改修・更新

※67 秋田市学校施設長寿命化計画

今後、小・中学校施設が一斉に大規模改修や更新期を迎えることから、長寿命化によりトータルコストの縮減や平準化を図るため、部位別や学校別の優先順位を考慮した40年間の長期方針と令和3年度から令和7年度までの5年間の具体的な整備計画

第V章「參考資料」

第V章

参考資料

1 第4次秋田市教育ビジョン検討委員会設置要綱（令和3年5月28日教育長決裁） (設置)

第1条 第4次秋田市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の内容を検討するため、教育委員会に秋田市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）教育ビジョン策定に関わる助言および提言

（2）その他教育ビジョンに関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

（委員長および副委員長）

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会は、学校教育部会、社会教育部会とする。

3 委員は、いずれかの部会に所属する。

4 部会に、部会長および副部会長を置く。

5 部会長は、部会に所属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。

6 部会長は、部会の会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

（委員会の事務局）

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会総務課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会総務課の職員をもって充てる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

2 第4次秋田市教育ビジョン検討委員会委員名簿

部 会	氏 名 等		所属団体および役職
学校教育	検討委員会委員長 学校教育部会部会長	佐 藤 修 司	秋田大学教育文化学部長 秋田大学大学院教育学研究科教授
	学校教育部会副部会長	毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長 秋田公立美術大学（大学院）教授
	委員	武 田 篤	秋田大学教育文化学部副学部長 秋田大学大学院教育学研究科教授
	委員	林 良 雄	秋田大学教育文化学部副学部長 秋田大学教育文化学部教授
	委員	高 野 誠一郎	秋田市小学校校長会会長 秋田市立日新小学校長
	委員	工 藤 隆	秋田市中学校校長会会長 秋田市立泉中学校長
	委員	山 脇 聰	秋田公立美術大学特任教授 前秋田市立秋田商業高等学校校長
	委員	清 水 隆 成	秋田市P T A連合会会長
社会教育	検討委員会副委員長 社会教育部会部会長	原 義 彦	秋田大学大学院教育学研究科教授 秋田市社会教育委員
	社会教育部会副部会長	帽 本 步 美	国際教養大学国際教養学部 グローバル・スタディーズ領域准教授
	委員	山 崎 純	N P O 法人子育て応援S e e d 理事長
	委員	三 浦 研 二	秋田市社会教育委員（議長）
	委員	乙 供 美 香	秋田市生涯学習奨励員

3 策定経過

	教育委員会	第4次秋田市教育ビジョン 検討委員会	市民広聴	市議会
4月	4/8 教育委員会4月定例会 (概要説明)			
5月	5/27 教育委員会5月定例会 (検討委員案・体系図案報告)			
6月		6/1 第1回検討委員会(全体会) (委員委嘱・骨子案説明) 6/23 第2回検討委員会(学校教育部会) (素案協議①) 6/25 第2回検討委員会(社会教育部会) (素案協議①)		6/21 教育産業委員会 (概要説明)
7月		7/14 第3回検討委員会(学校教育部会) (素案協議②) 7/15 第3回検討委員会(社会教育部会) (素案協議②)		
8月	8/25 教育委員会8月定例会 (パブリックコメント概要説明)	8/3 第4回検討委員会(全体会) (原案策定)		
9月			【市民広聴の結果】 第4次秋田市教育ビジョン (原案)に対する市民からの 意見募集(パブリックコ メント、市民100人会) 募集期間:9/24~10/20 意見総数:11通 意見数:38件	9/17 教育産業委員会 (原案・パブリックコメント概 要説明)
10月	10/28 教育委員会10月定例会 (パブリックコメントの結果等 報告)			
11月	11/19 教育委員会11月定例会 (成案議決)	11/10 第5回検討委員会(全体会) (パブリックコメント結果等報告、成案 策定)		
12月				12/15 教育産業委員会 (成案報告)



第4次秋田市教育ビジョン

秋田市教育委員会総務課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL:018(888)5803 FAX:018(888)5804

Mail:ro-edmn@city.akita.lg.jp